

# 米国の中小企業のための 連邦・州政府の新支援プログラム

2016年3月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所  
海外調査部 米州課

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

**禁無断転載**

# 米国の中小企業のための 連邦・州政府の新支援プログラム

## 目次

概要.....	1
第 I 部. 中小企業支援のための中小企業庁 (SBA) と州政府、地方政府の役割の比較.....	4
A. 連邦政府の中小企業支援政策.....	4
B. 連邦、州及び地方のレベルにおける資本アクセスプログラムの重複.....	5
C. 一般融資プログラムにおける重複.....	8
1. SBA の 7(a) 融資保証プログラムと州のプログラムとの重複.....	8
a. 融資額の重複.....	9
b. 融資期間の長さの重複.....	9
c. 資格要件の重複.....	9
d. 認められる融資資金の使用目的の重複.....	11
e. 雇用創出要件の重複.....	11
2. SBA の 7(a) 融資保証プログラムと地方のプログラムとの重複.....	11
a. 融資額及び期間の重複.....	11
b. 資格要件の重複.....	12
c. 認められる融資資金の使用目的の重複.....	12
D. 主要固定資産の融資プログラムにおける重複.....	13
1. SBA の 504/CDC プログラムと州のプログラムとの重複.....	13
2. SBA の 504/CDC のプログラムと地方のプログラムとの重複.....	14
E. マイクロ融資プログラムにおける重複.....	14
1. SBA のマイクロ融資プログラムと州のプログラムとの重複.....	15
2. SBA のマイクロ融資プログラムの地方プログラムとの重複.....	15
F. ベンチャーキャピタルプログラムにおける重複.....	16
G. SBA 内における、全国本部、地域事務所及び地方事務所の間での重複.....	16
第 II 部. 州及び地方の中小企業支援に関する SBA の広報支援.....	17
A. SBA の施策広報局調査報告書.....	18
B. SBA の、州及び地方の事業情報のディレクトリ.....	20
C. SBA の、州、地区及び地域のレベルにおける独自プログラムのディレクトリ.....	20
D. SBA の中小企業リソースガイド.....	23
第 III 部. 連邦政府の新規事業に係る政策.....	24
A. 新規事業による資本へのアクセスの改善.....	25
1. 新規事業を対象とした SBA の資本アクセスプログラム.....	25
a. 中小企業投資会社 (SBIC) プログラム.....	25
b. 中小企業技術革新研究 (SBIR) プログラム.....	26
c. SBA のマイクロ起業家への投資プログラム (PRIME).....	26
2. 新規資本へのアクセスの分散化.....	27
B. 新規事業のためのカウンセリング、指導及び教育の提供.....	27
C. 新興企業の行政的障壁の緩和.....	28
1. オバマ政権が既に取った措置.....	28
2. スタートアップ・アメリカ.....	29
3. スタートアップ・イン・ア・デイ.....	30
D. 特定業界における起業家精神の強化.....	30
第 IV 部. 米国における新規事業の傾向.....	31
A. 国の新規事業の傾向に関するカウフマン財団のデータ.....	31

B. 州レベルの新規事業の傾向に関するカウフマン財団のデータ .....	34
C. 中小企業の経済的傾向に関する全国独立企業連盟のデータ .....	35
1. NFIB の楽観指数.....	35
2. NFIB の小規模事業見通し (Small Business Outlook) の調査.....	36
3. NFIB の所得 (Earnings) 調査.....	36
4. NFIB の雇用 (Employment) 調査.....	36
5. NFIB の与信条件 (Credit Conditions) の調査.....	36
6. 中小企業が直面する問題.....	37
D. 中小企業に関する SBA 施策広報局の報告書.....	37
1. 州及び領域の中小企業の分析結果.....	37
2. 中小企業市場アップデート.....	38
a. 雇用 .....	38
b. 開業率及び廃業率.....	38
c. 輸出 .....	38
d. ベンチャーキャピタル.....	38
3. 最近のベンチャーキャピタルゲインの全体像.....	39

## 概要

本書は、米国における連邦政府、州政府及び地方政府による中小企業（SME）の支援について記載するとともに、米国におけるそれら政府の取り組みに関する具体的な四つの質問に対して回答するものである。

最初の質問は、中小企業の支援に関して米国の各行政レベルにおいて重複があることに関するものである。米国ではすべての行政レベルにおいて中小企業を支援するプログラムがあり、それらプログラム間に重複がある可能性がある。

連邦政府は、主に連邦中小企業庁（SBA）を通じて中小企業に対する支援を行っている。中小企業は特に総体的に見た場合、国の経済に対して大きな影響力があることから、SBAは中小企業に対する支援を正当化している。SBAは、州際または国際通商を行わない地方の中小企業をも含む、すべての中小企業の支援を試みている。通常、連邦政府には米国憲法の通商条項及び一般福祉条項に基づき地方の中小企業を支援する権限がある。

SBAの主な中小企業支援戦略は、与信を得る機会を拡大することで資本へのアクセスを改善する方法である。SBAは、民間金融機関に対して、本来ならリスクが高過ぎて民間の信用取引市場で融資を受ける資格のない中小企業に提供するように促すために、信用取引市場へ介入する方法により戦略を実施している。

SBA最大の信用取引市場介入のスキームは、自らが民間金融機関と連携して運用する7(a)一般融資プログラムである。7(a)に基づき、SBAは、民間金融機関がリスクの高い借入人に対して行う融資の一部を保証する。この保証によって、民間金融機関は、借入人による融資の不履行があった場合に、収益を回復することができる。

いくつかの州政府及び地方政府には、融資保証を利用した、中小企業用の多目的資本アクセスプログラムがある。それらの州及び地方のプログラムは、SBAのプログラムの機能と一部が重複する可能性もあるが、SBAの7(a)融資保証プログラムのすべての機能と完全に重複する州政府または地方政府はない。

行政の様々なレベルにおける中小企業支援の重複で実際に存在するものは、限られた範囲となる。これは、州及び地方の融資プログラムの条件及び利点がSBAの仕組みとは異なるからである。例えば、州及び地方の融資プログラムは、既に民間貸付市場における与信を利用することのできる中小企業のみを支援する傾向にあるが、SBAの7(a)融資保証プログラムは、民間融資の承認を受けることが難しい会社を対象にしている。

さらに、州及び地方のプログラムのほとんどが、SBAの融資プログラムと比較して、融資額が低く、ローン条件が少なく、資格要件がより制約的な傾向にある。したがって、SBAは、州及び地方のほとんどの融資プログラムに基づき支援を受ける資格のない中小企業の多くに提供するものとなる。SBAは、全国のありとあらゆる中小企業のために最も包括的な支援を行っている。

それにもかかわらず、連邦レベルと、州または地方レベルのいずれかの 2 つの融資プログラムに基づく支援を受ける資格のある中小企業も存在する。ところが、それらの中小企業には、重複したサービスの利益がある。複数の行政レベルからサービスを受けることにより、一つの行政レベルからサービスを受ける場合よりも早く支援を受けることができるのである。

**SBA** 自体においても地区事務所と地方事務所との間で機能の重複がいくつもある。**SBA** は、全国本部、10 ヶ所の地域事務所及び 68 ヶ所の地区事務所という 3 つのレベルで活動している。地域事務所それぞれが一定の地区事務所を監督し、それらを代表して全国本部とのやり取りを行っている。地区事務所も直接本部とのやり取りを行うことができるが、その直接的な関係により効率性があるとしても、中間レベルにあたる地域事務所がその地区に提供できる支援がないことで、その効率性は打ち消されてしまう。

二つ目の質問は、中小企業用のプログラム及び方針に関する情報を収集及び周知する **SBA** の活動に関するものである。同庁は、連邦、州及び地方のプログラムに関する情報を迅速に中小企業と共有している。

情報共有の多くは **SBA** のウェブサイト上で行われている。同ウェブサイトは、新規事業の設立方法に関する説明書等、州及び政府の事業の情報のディレクトリのリンクを開設している。また、**SBA** のウェブサイトは、地域及び地方レベルのリソースパートナーのリンクも掲載している。

ウェブサイトに加えて、**SBA** では、中小企業のための約 60 種類の州ガイドを発行している。同ガイドは、各州で利用可能な特定リソースに合わせて作成されている。大きな州の場合、サブ地域のためのガイドを用意している。同ガイドでは、すべての行政レベルで利用可能な、中小企業のためのリソースを掲載している。また、**SBA** の融資プログラムに関与している地方銀行及び貸付人の連絡先もリストアップしている。

三つ目の質問は、連邦政府の新規事業に係る政策目標と既存の中小企業に係る政策目標との区別に関するものである。既存の中小企業に係る政策目標のほとんどは新規事業にも適用される。これらの一般的な目標には、中小企業による資本へのアクセスの改善、中小企業に対する技術支援のカウンセリング及び中小企業が政府契約獲得のための援助等がある。ところが、新規事業は、契約の履行能力を示す証拠がほとんどないことから、政府契約を求めた競争を行わない傾向にある。そのため、政府は主に、最初二つの新規事業目標を重視している。

中小企業に係るこれらの一般的な政策目標に加え、連邦政府には新規事業に特化したその他の政策がいくつもある。例えば、**SBA** は、中小企業投資会社 (**SBIC**) プログラム、中小企業技術革新 (**SBIR**) プログラム及びマイクロ起業家への投資プログラム (**PRIME**) という、新興企業へ直接融資を行う三つのプログラムを管理している。

政府は、新興企業のために資本へのアクセスを分散化するよう目指している。資本を分散化することによって、地理的に多様な地域において新興企業活動の成長を促すことができる。政府は、新興企業に対する既存の投資が一部の地域（例えばカリフォルニア州のシリコンバレー）に集中し過ぎていることを懸念している。

また、連邦政府は、州レベル及び地方レベルで新興企業を設立する上での行政的障壁を減らすことによる新興企業援助を目指している。この目標を達成するための主なメカニズムは、スタートアップ・イン・ア・デイ（Startup in a Day）というプログラムである。このプログラムは、起業家が新興企業に必要な全ての許認可の申請を効率的に行うことのできる簡便なウェブサイトを作成するための資金を都市政府に提供するものである。

四つ目の質問は、米国における新規事業の活動の傾向に関するものである。本書では、カウフマン財団、全国独立企業連盟及び中小企業庁からの調査データを利用している。それら三つの機関すべてのデータによると、概して、米国における新興企業の事業環境は、2007年から2009年の不況以来、大幅に改善されているが、1990年代と比較すると依然として低い状態である。

民間の調査会社であるカウフマン財団は、米国における新興企業の活動を、国レベルと州レベルの両方で追跡するための独自の指数を作成した。カウフマン財団の新興企業の活動に関する指数は、1990年代以来一貫して下落傾向にあり、2013年以降に多少の上昇があったものの、2013年の指数は1977年に同財団がその追跡を開始して以来最低の数値だった。

カウフマン財団は、近年、外国出生の居住者における新規起業家の割合が増えていることを確認した。移民による開業の割合は、米国出生居住者の約2倍になる。

新興企業の活動は州レベルで大きく異なる。新興企業の比重が最も高いのはノースダコタ州で、2014年には10万人当たり約245人が開業している。新興企業の比重が最も低いのはウェストバージニア州で、2014年に開業したのは10万人当たり約81人のみである。各州における新興企業の比重は人口増加と正の相関性がある。例えば、2010年から2015年間のノースダコタ州の人口増加率は最大で、ウェストバージニア州の増加率は最低だった。

SBAの施策広報局は、2007年から2009年の不況以来、新規開業率が上昇してきたことにつき、カウフマン財団と意見が一致している。不況の間は廃業の方が新規開業を上回っていたが、現在では開業が廃業を上回っている。ところが、施策広報局は、開業率と廃業率のいずれも、過去の水準と比較して低いことを確認している。この結果から、中小企業の間で安定化が進んでいることが分かる。

また、SBAは、新規事業に対するベンチャーキャピタル投資の傾向も調査した。ベンチャーキャピタル投資総額は不況以来急上昇している。2015年第1四半期には、2000年以来最高水準のベンチャーキャピタル投資があったが、投資は比較的大きな取引に対するものである傾向にあった。平均的なベンチャーキャピタル取引は、2009年以来上昇している。

また、SBAは、ベンチャーキャピタルが初期段階の起業家から離れ後期段階の新興企業へ向けられていることも確認した。後期段階の新興企業の方が初期段階の新興企業よりも、市場性のある製品またはサービスを有する実績がある傾向にある。したがって、米国におけるベンチャーキャピタル投資に伴うリスクレベルは低下している。

## 第 I 部. 中小企業支援のための中小企業庁（SBA）と州政府、地方政府の役割の比較

連邦政府には、全中小企業を総体的に見ると国の経済全般に影響力があることから、それらの企業が州際通商に関与しない場合であっても、中小企業に対して支援を行うという政策がある。中小企業庁（SBA）では、中小企業を支援して、それらが資本へのアクセスを見つけ、事業慣行に関するカウンセリングを受け、連邦政府契約を獲得できるよう手助けをするプログラムをいくつか運用している。

SBA のプログラムの中には、州政府及び地方政府によるものと重複または同じプログラムがある。また、国レベル及び地区レベルのその他の SBA プログラムの中には、地域レベルにおける自らの活動と重複するプログラムもある。SBA 批評家らは、それらすべての重複が不要であり、政府のリソースを節約するために、SBA がそのサービスの一部を撤廃すべきであると考えている。

ところが、SBA のサービスが重複している可能性は、全国的に一様なものではない。これは、州レベル及び地方レベルで中小企業に対するサービスが大きく異なるからである。SBA が提供するサービス全てを提供する州政府または地方政府はない。さらに、州政府または地方政府の活動と SBA のプログラムとで重複する分野ですら、それらが重複していることによる利点もある。プログラムのキャパシティが余分にあることから、毎年より多くの中小企業が支援を受けることができるためである。

### A. 連邦政府の中小企業支援政策

それぞれ直接的には州際または国際通商に関与していない中小企業が多いとしても、中小企業の支援は連邦政府の主要な政策の一つである。連邦政府がこの政策を有するのは、個々の中小企業の行為を総体的に見ると幅広い経済に対する大きな影響力があるためである。また、政府では、中小企業の活力が競争を高め企業の自由を拡大するには必須であると考えている。また、政府では輸出及び政府契約の機会が拡大することを望んでおり、中小企業がそれらをもたらす候補者となるのである。

1958 年中小企業法では、「国家経済全般を維持し、強化する (maintain and strengthen the overall economy of the Nation)<sup>1</sup>」のために、連邦政府が中小企業の「援助、カウンセリング、支援及び保護 (aid, counsel, assist, and protect)」を行うことが宣言されている。この中小企業法により、SBA が設置され、同庁には、州際通商に関与しているか否かにかかわらず、国内のすべての中小企業を奨励し、その能力を開発する役割が与えられた。SBA の声明でも、「我々の経済を回復、強化し、米国の将来を構築し、今日の世界市場において合衆国が競争できるようにする上で、中小企業が必須であると認識している。(We recognize that small business is critical to our economic recovery and strength, to building America's future, and to

---

<sup>1</sup> 1958 年中小企業法。

helping the United States compete in today's global marketplace)<sup>2</sup>」とし、政府の政策を繰り返している。

SBA による使命達成の試みは、主に、中小企業による資本へのアクセスの改善、中小企業のモノ・サービスに係る政府契約における競争の援助、中小企業に対する事業の開業及び運営に関するカウンセリングの実施により行われる。州政府及び地方政府もそれらの同じ政策目標を掲げ、州政府及び地方政府の活動が SBA のプログラムと同じまたは重複していることもある。

最後の点としては、地方レベルでは、SBA が中小企業援助に関与することにつき法的障壁がないことである。この点は、拠点となる州以外の州における事業活動または取引がない中小企業に関しても同様である。連邦議会が SBA を設置した際に、米国憲法の通商条項及び一般福祉条項の両方の下でそれを行う権限を主張することもできたはずである。

通商条項により、連邦議会は、仮に事業活動がある一つの州内で行われる場合であっても、州際通商にほとんど影響を与えない全ての事業活動を規制することができる。そのような事業活動に関与する地方の中小企業は数多く存在する。また、SBA の主な機能は、融資を保証することにより、信用取引市場へ介入することである。その信用取引市場への介入は州際金融市場に影響を与える。一般福祉の条項により、連邦議会には、国の利益となる活動に対して資金を使う権限が与えられている。すべての中小企業の活力が国の経済的福祉に重要だと言えるのである。

## **B. 連邦、州及び地方のレベルにおける資本アクセスプログラムの重複**

州及び地方の資本アクセスプログラムの一部には、SBA のプログラムと重複するものもある。政策立案者の中には、そのような重複が不要なものであり、すべての行政レベルにおいて政府の管理費がかさむことになると考える者もいれば、州及び地方の貸付プログラムの方が SBA よりも迅速に、より多くの中小企業に提供することができることから、重複した取り組みが中小企業の全部門にとって有益であるとする者もいる。

SBA のどの職員が、SBA プログラムと、州及び地方レベルにおける類似プログラムとの間に重複があると考えているかは不明である。SBA は、重複の可能性を見つけるために、独自では州または地方の融資プログラムの調査はしていないが、2008 年に、アーバン・インスティテュートという外部団体に対して、重複の可能性に関する報告書の作成を委託している<sup>3</sup>。アーバン・インスティテュートは、公共政策の問題につき調査を行う無党派組織である。

---

<sup>2</sup> 連邦中小企業庁、[Mission](#)。

<sup>3</sup> Rachel Brash、アーバン・インスティテュート、連邦中小企業庁用に作成、[Public Sector Duplication of Small Business Administration Loan and Investment Programs: An Analysis of Overlap Between Federal, State, and Local Programs Providing Financial Assistance to Small Businesses](#)、2008 年 1 月。

アーバン・インスティテュートは、SBA との面談を行い、その管理データを利用した。また、同インスティテュートは、SBA の地域事務所及び中小企業開発センターの職員との面談も行った。

重複を特定するために、アーバン・インスティテュートは、具体的に中小企業を対象とする州及び地方の融資プログラムに限って調査を行った。中小企業を含むあらゆる規模の事業を援助する融資プログラムを有する州及び地方もあるが、アーバン・インスティテュートは、それらのプログラムが、SBA による中小企業に特化した取り組みと直接的に重複しているとはみなさなかった。

アーバン・インスティテュートは、その報告書において、事業年度で 2003 年から 2005 年の間、SBA の主な融資プログラムに基づく SBA 融資額が最も高かった上位 10 州に調査を限定した。それらの州は、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、フロリダ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、オハイオ州、ニュージャージー州、イリノイ州及びミシガン州である。また、SBA は、アーバン・インスティテュートに対して、農村地帯にある州の調査も依頼したことから、メイン州とノースダコタ州も調査した。地方のプログラムに関して、同インスティテュートは、対象となる州にある 12 の大都市を調査した。それらの都市は、マサチューセッツ州ボストン、イリノイ州シカゴ、オハイオ州クリーブランド、テキサス州ダラス、ミシガン州デトロイト、テキサス州ヒューストン、ニュージャージー州ジャージーシティ、カリフォルニア州ロサンゼルス、フロリダ州マイアミ、ニューヨーク州ニューヨーク、ペンシルベニア州フィラデルフィア及びカリフォルニア州サンディエゴである。アーバン・インスティテュートの報告書に挙げられたこれら 12 州及び 12 都市には、全米の全ての州及び大都市において代表的な種類のプログラムである融資プログラムを有することが想定された。

同報告書は、それらの州及び地方のプログラムと、SBA の 7(a) 一般融資プログラム、不動産または主要な固定資産のための 504/CDC プログラム、マイクロ融資プログラム及び SBIC ベンチャーキャピタルプログラムとの間に重複があるかどうかを調査した。表 1 及び表 2 はそれぞれ、12 州及び 12 都市における SBA の融資プログラムとサービスの重複についてまとめたものである。

アーバン・インスティテュートの報告書によると、最も多くの重複は、連邦と地方のプログラムの間ではなく、連邦と州の融資プログラムの間にある。調査対象の州及び都市のほとんどが、SBA の 7(a) 及び SBIC のプログラムと類似の特徴をもつプログラムを提供している。SBA の 504 及びマイクロ融資のプログラムに似たプログラムを有する州及び都市はあまりない。SBA の四つのプログラム全てと重複するプログラムを有する州または都市はない。

また、SBA の融資プログラムの方が、州または地方の類似のプログラムよりも融資額が高く、期間が長くなる。SBA プログラムの方がその資格要件の範囲も広くなる。SBA の適格事業の規模に関する基準は、州及び地方のプログラムの適格規模基準よりも概して大きくなる。

SBA のプログラムと、州レベル及び地方レベルにおけるサービスとの間の重複が不規則なものであるということは、SBA のプログラムが全国的に一貫して重複しているわけではない

ことを意味している。中小企業に対して直接的に全種類の貸付プログラムを提供している機関はSBAのみである。

表 1. アーバン・インスティテュートによる、州の融資プログラムと SBA の融資プログラムとの重複<sup>4</sup>

大都市:	7(a)との重複	504/CDCとの重複	マイクロ融資との重複	SBICとの重複	その他非重複
カリフォルニア州	あり	なし	なし	あり	あり
テキサス州	あり	なし	なし	あり	あり
ニューヨーク州	なし	なし	なし	あり	あり
フロリダ州	なし	なし	あり	あり	あり
ペンシルベニア州	あり	あり	なし	あり	あり
オハイオ州	あり	あり	なし	あり	あり
マサチューセッツ州	あり	なし	なし	あり	あり
ニュージャージー州	なし	なし	なし	あり	あり
イリノイ州	あり	なし	なし	あり	あり
ミシガン州	なし	なし	なし	あり	あり
<b>地方の州:</b>					
メイン州	あり	あり	なし	あり	あり
ノースダコタ州	なし	なし	なし	あり	あり

表 2. アーバン・インスティテュートによる、地方の融資プログラムと SBA の融資プログラムとの重複<sup>5</sup>

都市:	7(a)との重複	504/CDCとの重複	マイクロ融資との重複	SBICとの重複	その他非重複
マサチューセッツ州 ボストン	なし	なし	あり	なし	あり
イリノイ州シカゴ	なし	あり	あり	なし	あり
オハイオ州クリーブランド	なし	あり	なし	なし	あり
テキサス州ダラス	なし	なし	なし	なし	あり
ミシガン州デトロイト	なし	なし	なし	なし	なし
テキサス州ヒューストン	なし	なし	なし	なし	なし
ニュージャージー州 ジャージーシティ	なし	なし	なし	なし	なし
カリフォルニア州ロサンゼルス	あり	なし	なし	なし	あり

<sup>4</sup> 同上。

<sup>5</sup> 同上。

フロリダ州マイアミ	あり	なし	なし	なし	なし
ニューヨーク州ニューヨーク	あり	なし	なし	なし	なし
ペンシルベニア州フィラデルフィア	なし	なし	あり	なし	あり
カリフォルニア州サンディエゴ	あり	なし	なし	なし	あり

表 1 及び表 2 では、州または地方のプログラムが SBA のプログラムの主な機能と直接的に同じである場合にのみ重複を示している。これ以外にも重複がある可能性は依然としてある。例えば、連邦政府の 504/CDC 融資プログラムの主な機能は、不動産または主要な固定資産の購入または改良のために融資資金を提供するものである。州または地方の融資プログラムは、具体的に同じ目的で融資を提供する場合にのみ、504/CDC と直接的に重複することになる。州または都市には、不動産または主要な固定資産の区別をしない一般融資プログラムがある場合もあるが、そのようなプログラムは、これらの表においては 504/CDC と重複とは記載していない。

### C. 一般融資プログラムにおける重複

SBA の主な融資プログラムは、7(a)融資保証プログラムである。7(a)に基づき、SBA は、商業銀行等の適格な貸付機関と協力して、中小企業に対する資本提供を行う。SBA の役割は、貸付機関が負うリスクレベルを減らすために、各 7(a)融資を部分的に保証することである。7(a)プログラムは、民間貸付市場において与信を受ける資格のない中小企業に対するリスクのある融資を支援することを目的としている。

州政府及び都市政府は連邦政府よりもリスク回避的な傾向にある。したがって、州レベル及び地方レベルの一般融資プログラムは、SBA の 7(a) 融資保証プログラムでは援助を受けることのできる最もリスクの高い中小企業に対して、資金を提供する可能性はほとんどない。その代わりに、州及び地方のプログラムは、民間貸付市場においても与信を受ける資格のある、比較的大規模の事業に融資する傾向にある。

#### 1. SBA の 7(a) 融資保証プログラムと州のプログラムとの重複

SBA の全融資プログラムのうち 7(a)プログラムは、州及び地方の活動との重複が最大である。アーバン・インスティテュートは、調査を行った 12 州のうち 7 州において 7(a)の機能と重複する可能性のある一般融資プログラムがあることを確認している。表 1 は 7 つの州が 7 (a) との重複が多いことを示している。それら 7 州の中には、二つ以上の重複したプログラムがある州もある。アーバン・インスティテュートは、州レベルで重複する可能性のある融資プログラムを合計 27 件確認している。

7(a)と重複する可能性の度合いは、州のプログラムの間で大きくばらつきがある。その相違のほとんどが、融資額、融資期間の長さ、資格要件、認められた融資資金の用途及び雇用創出要件の相違によるものである。

### a. 融資額の重複

州と連邦のプログラムの中で相違がある原因は、最大融資額にある。SBA の 7(a)プログラムに基づく最大融資額は 500 万ドルである。カリフォルニア州のキャピタルアクセスプログラム (Capital Access Program) でも最大 500 万ドルまでの融資を認めているが<sup>6</sup>、ほとんどの州のプログラムにおける最大額はそれよりはるかに低くなる。

ところが、SBA の 7(a) 融資保証プログラムに基づく融資の中で、その限度額に達する融資はほとんどない。事業年度 2016 年においてこれまでのところ、7(a)融資の 76 パーセントが、35 万ドル未満の融資額だった<sup>7</sup>。ほとんどの州では、35 万ドル以下の融資を認めている。したがって、ほとんどの州のプログラムが、その最大限度額の相違があるにもかかわらず、様々な融資額において、7(a)と重複している。

### b. 融資期間の長さの重複

SBA は、7(a)融資のほとんどに対して、最長 10 年間の期間を認めている。運転資金の融資については 5~7 年間というこれより短い期間、固定資産の融資については 25 年間というこれより長い期間を設定している。融資期間は、様々な州の一般融資プログラムの中で大きく異なる。

概して、州の融資期間は、7(a) の融資期間より短期である。多くの場合、州レベルでの融資期間は 10 年以下となる。SBA の 7(a) 融資保証プログラムと同様に、固定資産の融資についてより長い期間を設定している州もある。また、自州の期間を設定するのではなく適格な貸付機関に期間の選択を任せている州もある。

### c. 資格要件の重複

州の融資プログラムが SBA の 7(a) 融資保証プログラムと重複するか否かは、その資格要件によることが多くある。いくつかの州のプログラムは、SBA の対象とは異なる一連の事業のために構成されている。これらの州は、中小企業支援に割り当てられた予算が一段と少ないため、SBA よりもリスク回避型の傾向にある。したがって、それらの州は、7(a) 融資保証プログラムが奨励している融資と比較して、より規模が大きく安定性の高い事業に対する融資を奨励する傾向にある。州のプログラムと 7(a) 融資保証プログラムの資格要件が異なる場合、7(a) と重複しない。

SBA の 7(a)プログラムは、従来の民間貸付市場において融資条件を満たすことのできない中小企業のための支援を目的としている。7(a) 融資保証プログラムの下で協力する商業貸付機関は、SBA に対して、SBA の保証なしでは 7(a) の各融資が実行されない旨を証明しなければならない。

---

<sup>6</sup> カリフォルニア州財務担当官、[California Capital Access Program](#)。

<sup>7</sup> 連邦中小企業庁、[SBA Lending Statistics for Major Programs \(as of 01-22-2016\)](#)。

ところが、ほとんどの州は、民間市場における貸付機関の条件を満たすことのできる事業に対する融資を支援している。アーバン・インスティテュートが調査を行った 12 州のうち 3 州では、民間の信用へのアクセスを有する事業に対する融資のみを支援するプログラムがある<sup>8</sup>。それらの州のプログラムは、その資格要件のため、明らかに 7(a) とは重複しない（表 1 参照）。アーバン・インスティテュートの調査におけるその他 7 州は、従来型の信用へのアクセスのある企業と、そのようなアクセスのない企業の両方を支援している<sup>9</sup>。多目的の中小企業融資のすべてにつき、民間の信用へのアクセスのない企業のために留保することを要件とする SBA の使命と同じ使命を有する州はカリフォルニア州の 1 州だけだった。

州レベルと連邦レベルの資格要件のもう一つの違いは、プログラムで認められる業種である。7(a) 融資保証プログラムは、ほとんどの業種が利用できるが、投資、貸付、ローンのリパッケージ、投機、賭博または違法行為に関与する事業は除かれる。7(a) では認めているそれ以外の業種を除外する州のプログラムもある。例えば、ペンシルベニア州の Small Business First のプログラムでは、一部の小売事業を除外している。マサチューセッツ州の Economic Stabilization Trust では、小売業者、サービス業者及び飲食店を除外している。

7(a) とは異なり、特定産業を対象とする州の融資プログラムもある。テキサス州のリンク預金プログラム（Linked Deposit Program）は、過去に活用されていない事業及び州のエンタープライズ・ゾーンにおける事業を対象としている。ニューヨーク州のリンク預金プログラムは、災害指定地域に所在する小売事業を対象としている。技術会社を対象とした中小企業融資プログラムを有する州もある。これらの対象を絞ったプログラムは、SBA の 7(a) 融資保証プログラムよりも限定的なことから、それらが認める産業についてのみ 7(a) と重複することになる。

州の融資資格要件も、小規模の事業かを判断するために使用する規模の基準において、7(a) とは異なる。SBA よりも厳しい規模の基準を有する州もある。例えば、ペンシルベニア州の一般融資プログラムは、従業員数 100 名以下の企業のみ利用可能であるが、SBA の 7(a) 融資保証プログラムは、従業員数 500 名に上る一定の企業が利用可能である。但し、SBA の規模の基準は、産業分野によって異なり、その基準の一部には、従業員数ではなく、所得及び純資産と関係するものもある。7(a) よりも厳しい規模の基準を有する州のプログラムであっても、最小企業に対する融資に関して、7(a) と重複する可能性がある。

---

<sup>8</sup> 該当州は、ニューヨーク州、ニュージャージー州及びミシガン州。Rachel Brash、アーバン・インスティテュート、連邦中小企業庁用に作成、Public Sector Duplication of Small Business Administration Loan and Investment Programs: An Analysis of Overlap Between Federal, State, and Local Programs Providing Financial Assistance to Small Businesses、2008 年 1 月。

<sup>9</sup> 該当州は、イリノイ州、メイン州、マサチューセッツ州、ノースダコタ州、オハイオ州、ペンシルベニア州及びテキサス州。同上。

#### d. 認められる融資資金の使用目的の重複

SBA の 7(a) 融資保証プログラムに基づき、借入人は、新規事業の開業または既存事業の拡大若しくは購入のために融資資金を使用することができる。既存事業は、不動産の購入またはリース、建造物の改築、新たな固定資産の設置及び新たな棚卸資産の購入のために資金を使用することができる。7(a) 融資の収益は、借換えに基づき SBA が損失を被るリスクがない場合にのみ、既存債務の借換えに使用することができる。

ほとんどの州の一般融資プログラムには、7(a) に似た融資資金使用目的の制限があるが、多くの州において債務の借換えは認めていない。アーバン・インスティテュートが調査を行った 12 州のうち債務の借換えを認めているのは、カリフォルニア州とオハイオ州の 2 州のみである<sup>10</sup>。

#### e. 雇用創出要件の重複

融資額と借入人が資金によって創出する新規雇用数を結び付ける雇用創出要件のある州の融資プログラムもある。例えば、マサチューセッツ州とオハイオ州ではいずれも、創出される雇用 1 件当たり特定の額を融資の上限としている。SBA の 7(a) 融資保証プログラムにはそのような雇用創出要件がない。したがって、雇用創出要件のある州のプログラムは、7(a) よりも限定的であり、わずかな借入人に関してのみ 7(a) と重複することになる。

### 2. SBA の 7(a) 融資保証プログラムと地方のプログラムとの重複

アーバン・インスティテュートは、調査した都市において 12 件の一般融資プログラムを確認したが、そのうち SBA の 7(a) 融資保証プログラムと重複していると考えられるのは 4 件のみだった（表 2 を参照）。他の 8 件のプログラムが SBA の 7(a) 融資保証プログラムと重複しない主な理由は、借入人の資格要件が異なることである。概して、地方における中小企業用の融資プログラムは 7(a) のプログラムよりも制約があるが、その理由は、地方政府には中小企業を支援する予算が大きいと認められる。

#### a. 融資額及び期間の重複

7(a) 融資保証プログラムは概して、地方のプログラムと比較して融資額が高く返済期間が長くなっている。ほとんどの都市の融資が 100 万ドル未満の金額を上限とするものである。7(a) 融資保証プログラムの上限はそれよりはるかに高い 500 万ドルであるが、ほとんどの 7(a) 融資は 100 万ドルをかなり下回る金額である。したがって、融資限度額により、7(a) 融資保証プログラムと、地方レベルにおける類似プログラムとの多くの重複可能性がなくなるわけではない。

---

<sup>10</sup> 同上。

地方の貸付プログラムに基づき認められる返済期間には大きなばらつきがある。多くの地方プログラムは、提携する貸付機関が期間を設定することを認めている。また、独自の限度額を設定している地方プログラムもあるが、それらの限度額は 7(a) 融資保証プログラムに基づく限度額と通常類似している。

## b. 資格要件の重複

アーバン・インスティテュートが調査した地方の融資プログラム 12 件において資格要件に大きなばらつきがある<sup>11</sup>。ニューヨーク州ニューヨーク市とフロリダ州マイアミはそれぞれ、民間貸付市場において資本にアクセスすることのできない借入人のみが融資資金を利用することのできるという SBA の 7(a)要件と重複している。カリフォルニア州のロサンゼルスとサンディエゴにも、そのような要件の融資プログラムがあるが、それ以外に従来型の融資にアクセスすることのできる事業が利用可能なその他の融資プログラムがある。従来型の融資にアクセスすることのできない借入人のみが利用可能なそれら 4 都市のプログラムは、SBA の 7(a) 融資保証プログラムと重複する可能性がある（表 2 を参照）。

マサチューセッツ州ボストン、イリノイ州シカゴ、オハイオ州クリーブランド及びペンシルベニア州フィラデルフィアの 4 都市には、従来型の信用供与源へのアクセスのある中小企業のみが利用可能な融資プログラムがある。その他の、テキサス州ダラス、ミシガン州デトロイト、テキサス州ヒューストン及びニュージャージー州ジャージーシティの 4 都市には、7(a)と重複する可能性のある一般融資プログラムはない。それら 8 都市では、SBA の 7(a) 融資保証プログラムとの重複はない。

中小企業用融資プログラムに適格である事業を判断するための SBA の規模の基準を直接採用する都市もある。また、それよりも小さい規模を基準とする都市もあるが、それらのプログラムは、規模の小さい借入人について、依然として SBA の 7(a) 融資保証プログラムと重複する可能性がある。

都市が運用するプログラム全てについて、その借入人が適格となるために当該都市に所在することを要件としている。経済的に衰退しているか雇用者数の少ない特定の地域または区域を対象としている都市プログラムもある。技術系新規事業にのみ重視している都市融資プログラムもある。これらの制限は、SBA の 7(a) の資格要件よりも狭くなるため、これらの対象を絞った都市プログラムは、都市の資格要件を満たしている借入人に関してのみ、7(a) と重複することになる。

## c. 認められる融資資金の使用目的の重複

多くの地方融資プログラムは、特定の状況においてのみ借換えを認めている点で、既存債務の借換えを融資資金の使用目的としている SBA の 7(a) に類似しているが、7(a) とは異なり、都市が運用するプログラムのほとんどにおいて、借入人が運営する業種に基づいた資

---

<sup>11</sup> 同上。

金用途の制約はない。アーバン・インスティテュートの調査では、借入人の事業活動による資金用途の制約を有する都市は、ロサンゼルスのみしか確認されなかった<sup>12</sup>。

#### **D. 主要固定資産の融資プログラムにおける重複**

SBA の 504 融資プログラムは、特に不動産、建物及び設備を含む主要な固定資産の購入につき融資を提供するものである。SBA では、このプログラムを、公認開発公社（CDC）という仲介機関と提携することで管理している。CDC は、そのコミュニティの地域経済を開発する使命を有する民間非営利法人である。CDC は中小企業に対する融資を行い、SBA は債務証券によって融資リスクの少なくとも 50%を保証する。借入人は、融資に対していくらかの担保を設定しなければならない。その後、CDC は残りの資本を提供する。

504/CDC プログラムに基づく融資の返済期間は、設備の場合は 10 年間、不動産の場合は 20 年間と長期である。融資限度額も、ほとんどの融資が 500 万ドルで、小規模製造業に対する融資の場合は 550 万ドルと多額になる。各事業は、その業界における SBA の規模の基準を満たせば、504/CDC 融資を受ける資格がある。中小企業の一般的な業界の規模の基準は従業員数 500 名以下である。

SBA には、504/CDC 融資について雇用創出目標がある。融資を受ける者は、SBA から受ける債務証券 6 万 5,000 ドル当たり、1 件の雇用創出または維持をしなければならない。製造業の場合、そのレベルは、債務証券 10 万ドル当たり 1 件の雇用となる。

#### **1. SBA の 504/CDC プログラムと州のプログラムとの重複**

州の融資プログラムと SBA の 504/CDC プログラムとの間には直接的な重複はほとんどない。それは、ほとんどの州において不動産または主要な固定資産専用の融資プログラムがないからである。アーバン・インスティテュートによる 12 州の調査により、不動産または固定資産専用の融資プログラムを有するのは、それらの州のうちメイン州、オハイオ州及びペンシルベニア州の 3 州のみであることが確認された<sup>13</sup>。これらの州のプログラムは、SBA の 504/CDC プログラムよりも制約のあるものになるが、それら制約を満たした場合、州のプログラムは、SBA のプログラムと重複することになる。

メイン州には中小企業用の固定資産融資プログラムが二つある。うち一つは認可保育施設につき資金を提供するものである。これらの融資は 10 万ドル以下に限定されている。メイン州の二つ目のプログラムは、25 万ドルを上限として、農業経営者、水産養殖施設及び食品加工業者に対して融資を提供するものである。ペンシルベニア州には、汚染防止技術または省エネ技術の設置への資金提供のみを目的として企業に融資を提供する汚染防止支援アカウント（Pollution Prevention Assistance Account）がある。これら融資を受ける者の従業員数は 100 名以下でなければならない。オハイオ州には不動産の購入のために資本を提供する小口融資保証プログラム（MiniLoan Guarantee Program）がある。オハイオ州のプログ

---

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 同上。

ラムは、(1) オハイオ州のプログラムの方が規模基準が小さい点、即ち、従業員数 25 名以下の事業に限定されている点、及び (2) オハイオ州の融資限度額は 4 万 5,000 ドルであり、融資は 10 万ドル以下の価額の不動産の購入にのみ使用することができる点において、SBA の 504/CDC プログラムよりも限定されたものとなる。

前述のとおり、ほとんどの州において、SBA の 7(a) 融資保証プログラムに似た一般融資保証プログラムがある。それらの州のプログラムのほとんどは、主要な固定資産に対して融資資金を使うことを認めるものである。固定資産に対する融資に限定する州もあるが、それらの州は主要融資プログラムによっても同融資を認めている。したがって、州の中小企業用一般融資プログラムは、504/CDC と直接的には同じではないとしても SBA の 504/CDC プログラムと重複することがある。

## 2. SBA の 504/CDC のプログラムと地方のプログラムとの重複

アーバン・インスティテュートは、調査をした都市の中で、不動産及び固定資産のみを対象とする融資プログラムを有し、504/CDC との重複があるのは、シカゴとクリーブランドの 2 都市だけであることを確認した。シカゴのプログラムは、地域開発または新規雇用を計画している小企業が使用するためのもので、連邦のプログラムよりも融資限度額が低くなる。クリーブランドのプログラムは、融資限度額が連邦の融資限度額よりも遥かに低いことを除いて、SBA の 504/CDC と非常によく似ている。

いくつかの都市では、SBA の 7(a) 融資保証プログラムに似た一般融資プログラムがあり、不動産または主要固定資産の購入に融資資金が使われることを認めている。したがって、それらの多目的プログラムは、SBA の 504/CDC プログラムと重複することもある。マイアミとサンディエゴを含む他の都市では、その一般融資プログラムの資金が固定資産及び不動産に使用されることを認めていない。それらの都市の一般融資プログラムは、SBA の 504/CDC プログラムと重複することはないが、依然として 7(a) 融資保証プログラムと重複することがある。

### E. マイクロ融資プログラムにおける重複

SBA のマイクロ融資プログラムは、新規事業及び従業員数 5 名以下のマイクロビジネスに対して少額の融資を分配するものである。7(a) 及び 504 のプログラムとは異なり、マイクロ融資プログラムは、融資保証プログラムではなく、直接的な貸付プログラムである。SBA のマイクロ融資の金額は最大 5 万ドルまで可能で、平均融資額は 1 万 3,000 ドルである。

SBA が仲介貸付機関に対して直接マイクロ融資を行い、貸付機関がマイクロビジネスに対して資金を提供する。仲介貸付機関は、中小企業に対する貸付の経験を有する非営利の地域密着型機関である。連邦のマイクロ融資プログラムも、仲介機関に対して、融資受領者へ技術支援を提供するよう奨励するものである。

## 1. SBA のマイクロ融資プログラムと州のプログラムとの重複

アーバン・インスティテュートは、調査を行った 12 州のうち、連邦のプログラムと重複するマイクロ融資プログラムを運用する州が 1 州（フロリダ州）あることを確認した<sup>14</sup>。ほとんどの州は、超小規模融資のプログラムを運用するリスク及び経費を引き受けたがらない。マイクロ融資を受ける者は、高額融資または通常融資を受ける者よりも不履行となる可能性が高いからである。

フロリダ州のマイクロファイナンスプログラムは、民間金融機関から従来型の融資を受ける資格のない中小企業に対して融資を行うものである<sup>15</sup>。融資額は、受領側事業が出す資本の額と同額となり、融資 1 件につき最大 5 万ドルを上限としている。フロリダ州のプログラムは、従業員数 25 名以下で、年間収益 150 万ドル以下の事業に限定されている。そのため、フロリダ州のプログラムは、SBA のマイクロ融資プログラムよりも規模の大きな事業を認めている。フロリダ州のマイクロ融資を受ける者は、フロリダ州の中小企業開発ネットワーク（Small Business Development Network）が提供する研修及び技術支援のクラスを受講しなければならない。SBA のプログラムでは、技術支援及び研修を提供するよう目指しているが、それらは必須ではない。

直接的なマイクロ融資を行わない他の州でも、主に公的支援に基づく独自のマイクロ融資プログラムを運営する非営利団体に対して、公的資金を提供している。アーバン・インスティテュートは、調査を行った 12 州の中で、そのような公的支援プログラムを 16 件確認した。

## 2. SBA のマイクロ融資プログラムの地方プログラムとの重複

アーバン・インスティテュートは、地方マイクロ融資プログラムを提供する都市を 3 都市（マサチューセッツ州ボストン、イリノイ州シカゴ及びペンシルベニア州フィラデルフィア）確認した<sup>16</sup>。これらの地方プログラムは、SBA のマイクロ融資プログラムよりも制約のあるものとなる。

ボストンは、「バックストリート（Back Streets）」というプログラムを通じてマイクロ融資を提供している。ボストンのバックストリートは、不動産、人員、事業支援、リソース及びパートナーシップ（Real Estate, Workforce, Business Assistance, Resources, and Partnerships）の分野において、産業及び商業の事業発展を目指すものである<sup>17</sup>。シカゴのプログラムは、都市地域の発展を支援する中小企業のみが利用できる。フィラデルフィアは、

---

<sup>14</sup> 同上。

<sup>15</sup> Bob White、Miami Herald、[The Florida Microfinance Act: How can it help my small business?](#)、2015 年 5 月 17 日。

<sup>16</sup> Rachel Brash、アーバン・インスティテュート、連邦中小企業庁用に作成、[Public Sector Duplication of Small Business Administration Loan and Investment Programs: An Analysis of Overlap Between Federal, State, and Local Programs Providing Financial Assistance to Small Businesses](#)、2008 年 1 月。

<sup>17</sup> ボストン市、[Economic Development](#)。

公共住宅局を通じてマイクロ融資を提供したことがある。融資は、公営団地の住民が所有する事業のみが利用可能である。

## **F. ベンチャーキャピタルプログラムにおける重複**

SBA の中小企業投資会社 (SBIC) プログラムは、民間のベンチャーキャピタル資金に対して中小企業への投資のインセンティブを与えるものである。SBIC は、自己資本と SBA が保証する追加資金により資本を共同出資する民間投資家のパートナーシップの形態をとることが多くある。したがって、SBIC は官民パートナーシップとなる。SBIC は、中小企業に対する直接的な融資、中小企業の株式の購入または中小企業の債務証券の購入を行うことができる。

各州は、SBA のプログラムと重複する可能性のあるベンチャーキャピタルプログラムに事実出資している。アーバン・インスティテュートが調査した州の全 12 州において中小企業に投資するためのベンチャーキャピタル資金がある。それら 12 州において合計 30 件のプログラムがある<sup>18</sup>。うち 15 件のプログラムが公的資金によりまかなわれ、州当局が管理するものである。その他 15 件のプログラムは、公的資金を使用してはいるが、民間パートナーが管理するものである。それら州の資金のすべてが SBIC の機能と重複する可能性もあるが、SBA の SBIC プログラムに最も類似したものは官民パートナーシップである州の資金となる。

但し、州の資金には、SBIC との大きな違いが一つある。州の資金は、特定の業界分野の事業を対象にすることができる。それらのほとんどは、技術及び医療業界を対象としている。SBIC の場合、業界に関する唯一の制約は、不動産または金融サービス業界の会社に対して投資を行うことはできない点である。

アーバン・インスティテュートは、調査を行った都市の中では、SBIC プログラムと重複する地方のベンチャーキャピタルプログラムを確認しなかった。

## **G. SBA 内における、全国本部、地域事務所及び地方事務所の間での重複**

連邦、州及び地方レベルで中小企業プログラムに重複があるもう一つの原因は、SBA 自体の中にある。重複の原因は、SBA の地域事務所における活動と、SBA の全国本部及び地区事務所における活動とが同一であることにある。SBA 批判派からは、地域事務所と全国本部及び地区事務所の重複は政府リソースの無駄遣いとなるため、SBA の地域事務所閉鎖を求める声もあがっている。

---

<sup>18</sup> Rachel Brash、アーバン・インスティテュート、連邦中小企業庁用に作成、Public Sector Duplication of Small Business Administration Loan and Investment Programs: An Analysis of Overlap Between Federal, State, and Local Programs Providing Financial Assistance to Small Businesses、2008 年 1 月。

SBAには、ワシントン DCにある全国本部に加えて、10カ所の地域事務所及び68カ所の地区事務所がある。これら3段階に事務所を分配することによって、SBAは、国内各地の様々な地域経済、政治及び文化に合わせたプログラムを提供することができる。

SBAの地域事務所には、地方の地区事務所の行動を調整し、リソースを管理する機能がある。実際は、地区事務所が中小企業に対するほとんどの支援活動を行っている。各州並びにコロンビア特別区及びプエルトリコにおいて少なくとも1カ所の地区事務所がある。地区事務所が2カ所以上ある州もある。

SBAの地域事務所は、地区事務所とSBA本部との橋渡しの役目も果たしている。地域事務所は、地区事務所に対してSBAの活動及び新しい法律を解釈し、伝達する。各地域事務所は、それらの担当地区が地域全体の1つのチームとして活動することを目指している。

2015年9月に、政府説明責任局(GAO)は、SBAの地域事務所の閉鎖の影響について調査した<sup>19</sup>。GAOによると、地域事務所がSBA支出全体の約1パーセントしか占めないことが分かった。各地域事務所は小規模で、通常、職員が5名以下しかいない。したがって、それら事務所を閉鎖することによる財務上の節減は、SBAの予算においてわずかな金額になる。さらに、SBA本部が、地域事務所が閉鎖された場合、地区事務所を管理する追加職員を要する可能性もある。したがって、地域事務所を閉鎖することによる節減の一部は、本部における出費が増えることで相殺されてしまう。

地域事務所を閉鎖することは、地区事務所の監督責任をSBA本部へ移行することになる。GAOは、全国本部は、地域事務所よりも、様々な地域の経済的及び政治的な相違を監視する能力が低いという結論を出した。

また、GAOは、SBAが運営において中間階層を設けたほうが、連邦政府内における中小企業の支援活動をより良く提供できるであろうという結論も出している。地域事務所がSBA本部により調整された場合、連邦政府における中小企業の利益に対する支援活動のレベルが下がる可能性がある。GAOが面談を行った68名の地区事務所長のうち、地域事務所が閉鎖されても自らの役割は影響を受けないと回答したのはたったの6名だった。

## 第II部. 州及び地方の中小企業支援に関するSBAの広報支援

SBAは、中小企業が様々な方法で州及び地方の関連情報を見つけるための支援を行っている。SBAの施策広報局は、中小企業に影響する州及び地方の政策を調査、分析し、ウェブサイトでその結果を公開している。SBAのウェブサイトは、登録及び租税の問題に関する説明を含む、州及び地方の事業の様々な情報へのリンクを開設している。SBAのウェブサイトは、リソースパートナーが運用するプログラムを含め、州及び地域のレベルにある独自のプログラムのディレクトリも多く提供している。

---

<sup>19</sup> 米国政府説明責任局、Views on the Operational Effects of Closing Regional Offices、2015年9月。

また、SBA は、それぞれの州に合わせた、一連の中小企業リソースガイドも公開している。各州にはガイドが少なくとも 1 種類ある。大きな州では、州内の各地域専用の複数のガイドもある。

## A. SBA の施策広報局調査報告書

SBA は、施策広報局を通じて、中小企業に関する、州及び地方の政策を調査し、説明している。施策広報局は、連邦政府全てに対して中小企業への関心を促進する SBA の独立部門である。施策広報局の弁護士らは、中小企業に関する問題を認知させるために政府内の他の機関で業務を行う。

施策広報局は、連邦、州及び地方のレベルにおける様々な規制、法律及び新たな政策に関する報告書を通じて、中小企業に係る情報を収集し、広めている。同局は、毎年いくつかの調査報告書を作成または委託している。ほとんどの報告書は、連邦レベルの政策のみに関するものであるが、州及び地方の問題に特化したものもある。

以下の州及び地方の問題に関する報告書は、過去 20 年間に、施策報告局が作成または委託したものである。これらは、州及び地域のレベルで SBA が中小企業政策に関して収集し、分析する情報の代表的な種類のものである。

**Small Business Profiles for the States and Territories 2015<sup>20</sup>:** 毎年、施策広報局は、直近に利用可能な政府データに基づき各州における中小企業の活動に関する調査データを発表している。2015 年の報告書には、各州における中小企業数とそれらの雇用及び収益に関するデータが含まれている。また、国レベルのデータと各州の個別一覧表も含まれている。

**Research on State Regulatory Flexibility Acts<sup>21</sup>:** この報告書は、中小企業に対する規制要件を緩和するための各州の取り組みを調査したものである。2000 年以来、SBA の施策広報局は、各州に対して、連邦の 1980 年規制の柔軟性に関する法律及び 1996 年中小企業規制執行公正法における類似の原則を導入することにより、中小企業に対する規制上の負担を和らげるよう促している。この報告書では、各州が施策報告局の要請を遵守したか否かを調査している。

**State Antitrust Activity's Impact on Small Business Entry<sup>22</sup>:** この報告書は、州政府の独占禁止法の執行が、中小企業の設立または拡大に影響があったか否かを調査している。中小企業は、市場参入を容易に行うことができるよう、大企業に対する独占禁止法の執行を強化するよう求めることがよくある。この報告書において、州レベルの独占禁止法の執行強化と、中小企業の経済成長との関連性が実際に確認された。

---

<sup>20</sup> 連邦中小企業庁施策広報局、Small Business Profiles for the States and Territories 2015、2015 年 2 月。

<sup>21</sup> Microeconomic Applications Inc.、Research on State Regulatory Flexibility Acts、2013 年 5 月。

<sup>22</sup> Robert M. Feinberg、State Antitrust Activity's Impact on Small Business Entry、2012 年 4 月。

**Understanding Small Business Activity at the State-Level<sup>23</sup>:** この報告書は、中小企業の、各州及びその近隣の州の経済的活力に対する影響の概要が記載されている。この報告書では、中小企業が業種別に調査されている。

**Health Insurance in the Small Business Market: Availability, Coverage, and the Effect of Tax Incentives<sup>24</sup>:** この報告書は、中小企業の従業員による医療保険へのアクセスに関するもので、主に、医療保険を提供する中小企業に対する連邦政府の税制上の優遇措置に重点を置いているが、州レベルの税制上の優遇措置に関する記載もある。

**State Unemployment Compensation and Workers' Compensation Programs: A Review of Major Legislative Changes, Program Costs and Suggested Reforms<sup>25</sup>:** 中小企業は、失業保険及び労災保険の費用が高額となることを懸念している。この報告書において、施策広報局は、雇用主の経費上昇の原因となっている共通の規定を特定するために補償保険に関する州法を調査している。

以下の二つの報告書では州の租税政策について記載している。

**An Analysis of Internet Sales Taxation and the Small Seller Exemption<sup>26</sup>:** この報告書は、オンライン取引に関する新たな州の売上税政策のレビューを行い、小規模販売業者のオンライン売上税徴収の免除の可能性につき調査している。多くの州では、その州の居住者が他州の小売店からオンラインで行った購入に対して売上税を徴収することを望んでいる。一部の州においては、州外ベンダーに対して州の居住者とのオンライン取引に対する売上税を徴収するよう強制しようとする新たな租税政策及び法律がある。中小企業のベンダーは、50州全ての租税政策を監視し、それを遵守することを負担に感じている。そこで、一部の新規租税政策には、小規模販売業者に対して、州の売上税徴収に関する規則を免除することが含まれる。

**The Differential Impact of State-Local Tax Incentives on Small versus Large Firms<sup>27</sup>:** この報告書は、中小企業が州及び地方レベルにおける事業税制度によりいかに不平等に取り扱われる可能性があるかを調査したものである。州政府及び地方政府では、自らの地区における事業拡大のために事業に対して税制上の優遇措置を与えることがよくある。中小企業は、それらのインセンティブが主に、大規模な複数の州にわたる企業に移転させるために使用されていると不平を述べている。この報告書では、中小企業と大企業との間で、州税及び地方税の負担が不平等であることは確認しなかった。

---

<sup>23</sup> John Deskins、クレイトン大学、Tami Gurley-Calvez、ウェストバージニア大学、Eric Thompson、ネブラスカ大学リンカーン校、Understanding Small Business Activity at the State-Level、2012年2月。

<sup>24</sup> Quantria Strategies, LLC、Health Insurance in the Small Business Market: Availability, Coverage, and the Effect of Tax Incentives、2011年9月。

<sup>25</sup> National Foundation for Unemployment Compensation and Workers' Compensation、State Unemployment Compensation and Workers' Compensation Programs: A Review of Major Legislative Changes, Program Costs and Suggested Reforms、1996年。

<sup>26</sup> Donald Bruce and William F. Fox、テネシー大学、Center for Business and Economic Research、An Analysis of Internet Sales Taxation and the Small Seller Exemption、2013年11月。

<sup>27</sup> James A. Papke、連邦中小企業庁施策広報局、The Differential Impact of State-Local Tax Incentives on Small versus Large Firms、1995年。

## B. SBA の、州及び地方の事業情報のディレクトリ

SBA のウェブサイトには、新規事業にとって重要な州及び地方の情報のディレクトリがいくつかある。

**State Licenses & Permits<sup>28</sup>**: SBA は、中小企業が州で事業を行うための必要な許認可に関する情報を入手することのできる州の事業許可事務所へのリンクを提供している。

**Register With State Agencies<sup>29</sup>**: SBA は、異なる事業構造に基づいた開業に関する州の情報へのリンクも提供している。州は、法人、有限責任会社及び商号を使用して事業を行う個人事業主を含め、特定業種につき登録を義務付けている。

**Determine Your State Tax Obligations<sup>30</sup>**: SBA は、事業税の問題について説明している州のウェブサイトを収集し、リンクを提供している。州レベルの租税問題には、法人税、失業保険税及び労災保険税がある。障害者保険税がある州もある。

**State and Local Energy Efficiency Programs<sup>31</sup>**: SBA は、中小企業がエネルギー効率の向上のための改良及び購入を援助する州、地方及び地域のプログラムの一覧を維持している。そのような省エネプログラムは各州に少なくとも二つある。

SBA は、さらに新規事業及び起業家を、様々な都市の「スタートアップ・イン・ア・デイ」プログラムにつなげる新たなオンラインリソースの作成を計画している。スタートアップ・イン・ア・デイは、各都市に対して、新規事業が許可及び登録を取得するための手続きを簡素化するように奨励する新たな取り組みである（スタートアップ・イン・ア・デイの詳細は、第 III 部 C3 を参照）。

## C. SBA の、州、地区及び地域のレベルにおける独自プログラムのディレクトリ

SBA のウェブサイトには、中小企業が州及び地域レベルにおける独自のリソースの連絡先を見つけることのできるディレクトリもいくつかある。SBA の州及び地域のプログラムの連絡先すべてのポータルとして機能する地図検索機能もある<sup>32</sup>。

以下のディレクトリは、SBA の地域及び地区の事務所に関するものである。

**SBA 地域事務所<sup>33</sup>**: 一連の州における SBA の活動を監督する 10 の地域事務所がある。

**SBA 地区事務所<sup>34</sup>**: 州レベルで SBA のサービスを提供する 74 の地区事務所がある。大きな州には、二つ以上の地区事務所がある。これらの事務所では、開業並びに地方銀行

<sup>28</sup> 連邦中小企業庁、[State Licenses & Permits](#)。

<sup>29</sup> 連邦中小企業庁、[Register With State Agencies](#)。

<sup>30</sup> 連邦中小企業庁、[Determine Your State Tax Obligations](#)。

<sup>31</sup> 連邦中小企業庁、[State and Local Energy Efficiency Programs](#)。

<sup>32</sup> 連邦中小企業庁、[Local Assistance](#)。

<sup>33</sup> 連邦中小企業庁、[SBA Regional Offices](#)。

<sup>34</sup> 連邦中小企業庁、[SBA District Offices](#)。

及びその他の貸付機関からの融資獲得に関する無料カウンセリング及びコンサルティングサービスを提供している。

以下のディレクトリは、資本へのアクセスを改善する SBA のプログラムに関するものである。

**SBIC ライセンシー (SBIC Licensees)** <sup>35</sup>: SBA の中小企業投資会社 (SBIC) のプログラムは、株式若しくは債券の購入または融資の提供によって、中小企業に対して投資を行う民間の利益追求型投資の資金につき認可を与えるものである。認可を受けた SBIC は局地的に運営を行う。現在、38 州に認可を受けた SBIC がある。最も認可数が多いのはカリフォルニア州 (24 件) であるが、12 の州においては 1 件もない。

**公認開発公社 (CDC)** <sup>36</sup>: SBA の 504 融資プログラムは、不動産、建物及び設備の購入のために長期的な融資を提供するものである。504 プログラムでは、中小企業が貸付機関に直接行くのではなく、公認開発公社 (CDC) という地方の仲介機関に行き、CDC が融資を行う商業貸付機関を探す。270 の CDC があり、それぞれの占有地域の全中小企業に対して責任を負う。

**コミュニティ・アドバンテージ承認貸付人 (Community Advantage Approved Lenders)** <sup>37</sup>: SBA は、サービスが十分に行き届いていない市場における中小企業に対して融資及び技術支援を提供する試験的プログラムを導入した。このプログラムはコミュニティ・アドバンテージと呼ばれるものである。融資は、SBA の主な 7(a) 一般融資保証プログラムに該当し、民間金融機関ネットワークを利用して融資を行う。コミュニティ・アドバンテージに基づき、SBA は、借入人の貸借対照表に係る通常の 7(a) の要件及びその必須の担保額を免除する。多くの CDC 仲介機関も、コミュニティ・アドバンテージのプログラムに関与している。

以下のディレクトリは、政府の契約及び調達に関する SBA プログラムである。

**調達センター代表** <sup>38</sup>: 米国は、六つの政府契約分野に分類される。各分野にはディレクターがおり、その事務所は政府の購入の監視を行う。各州には調達センター代表 (PCR) がおり、その事務所は自州の購入を監視する。二つ以上の州に対応する PCR もいる。中小企業は、たとえ別の州に本社があるとしても、購入活動が行われている州の PCR と連絡を取るべきである。

**下請機会 (Subcontracting Opportunities)** <sup>39</sup>: 65 万ドル以上の価額で連邦政府のバイヤーとの契約を獲得する大企業は、中小企業が下請の機会について照会することのできる連絡先を提供しなければならない。SBA には、地域の商業市場代表 (CMR) がおり、元請契約企業の連絡先を、中小企業のための下請機会のディレクトリにまとめている。SBA のウェブサイトには中小企業が下請機会を見つけるために使用する検索可能な地図のインターフェースがある。SBA には、CMR のディレクトリもある <sup>40</sup>。

<sup>35</sup> 連邦中小企業庁、[Directory of SBIC Licensees](#)。

<sup>36</sup> 連邦中小企業庁、[Certified Development Companies](#)。

<sup>37</sup> 連邦中小企業庁、[Community Advantage Approved Lenders](#)。

<sup>38</sup> 連邦中小企業庁、[PCR Directory](#)。

<sup>39</sup> 連邦中小企業庁、[Subcontracting Opportunities Directory](#)。

<sup>40</sup> 連邦中小企業庁、[CMR Directory](#)。

**HUB ゾーンマップ (HUBZone Maps)** <sup>41</sup>: 全政府契約の少なくとも 5 パーセントが過去に活用されていない事業区域 (HUB ゾーン) に所在する中小企業のために確保されなければならない。HUB ゾーンは、経済的に疲弊したコミュニティに存在する。米国全体で約 1 万 5,000 の HUB ゾーンがある。SBA は、請負業者がそのような HUB ゾーンを探ることができるよう検索可能な米国地図を提供している。

**調達技術支援センター (PTAC)** <sup>42</sup>: SBA 及び国防総省は、中小企業が政府契約を開始することができるよう調達技術支援センター (PTAC) を共同運営している。PTAC は、中小企業が、契約の準備ができていないかを判断し、契約機会を見つけ、政府のバイヤーを勧誘し、契約履行の支援を行う。ノースダコタ州以外の各州において少なくとも一つの PTAC がある。いくつかの州には、異なる地域に複数の PTAC を有している。

以下は、カウンセリング、技術、輸出及び災害の支援に関する SBA のプログラムのためのディレクトリである。

**中小企業開発センター (SBDC)** <sup>43</sup>: 中小企業開発センター (SBDC) は、新興企業及び起業家に対してアドバイス及びカウンセリングのサービスを提供している。SBDC は、地方からの経験ある経営アドバイザーの呼び寄せも行っている。米国には 63 の SBDC ネットワークがあり、うち 56 個が大学で主催されている。残り 7 件の SBDC は州政府が主催するものである。各ネットワークは多くの地方 SBDC 事務所の監督を行っている。米国全体でそのような地方事務所が 900 超ある。

**女性ビジネスセンター (WBC)** <sup>44</sup>: 女性ビジネスセンター (WBC) のネットワークには、非営利組織が主催する地域事務所が 108 件ある。各州に少なくとも 1 件の WBC がある。WBC は、女性が所有する中小企業のみを担当することを除けば SBDC と類似している。各 WBC は、サービスをその地方コミュニティに合わせて調整している。

**退職管理職サービス団 (SCORE)** <sup>45</sup>: SCORE は、中小企業リーダーの指導者として志願した 1 万 3,000 超の経験豊富な経営者のネットワークである。このネットワークには米国全体で 800 を超える支部がある。それらの支部では、無料のセミナー及び設備を提供している。経験豊富な指導者は、担当する地域に所在する中小企業を訪問することもある。

**復員軍人ビジネスアウトリーチセンター (VBOC)** <sup>46</sup>: VBOC では、復員軍人に対して、中小企業の開業及び経営に関するリソースを提供している。全米 15 箇所に VBOC のネットワークがある。これらは大学、経営学大学院または非営利組織が主催している。VBOC は、復員軍人事業開発局 (OVBD) が管理している。また、OVBD は、事業を所有する復員軍人に対するその他のプログラムも管理している<sup>47</sup>。

---

<sup>41</sup> 連邦中小企業庁、[The HUBZone Maps](#)。

<sup>42</sup> 連邦中小企業庁、[Procurement Technical Assistance Centers](#)。

<sup>43</sup> 連邦中小企業庁、[Small Business Development Centers](#)。

<sup>44</sup> 連邦中小企業庁、[Women's Business Centers](#)。

<sup>45</sup> 連邦中小企業庁、[SCORE Chapters](#)。

<sup>46</sup> 連邦中小企業庁、[Veterans Business Outreach Centers](#)。

<sup>47</sup> 連邦中小企業庁、[Office of Veterans Business Development Resources](#)。

**輸出支援センター<sup>48</sup>**: 米国商務省の国際貿易局 (ITA) は、輸出の研修及びアドバイスを提供している 100 の米国輸出支援センター (USEAC) を運営している。USEAC は大都市に所在している。SBA は多くの USEAC に SBA 職員を配置している。

**災害センターオフィス (Disaster Center Offices)<sup>49</sup>**: SBA は、災害時に損失を被った中小企業に対して直接融資を提供している。融資及びその他の災害復旧戦略並びに災害対策に関する情報は、SBA の地域の災害センターオフィスを通じて提供される。

**地域担当者 (Regional Advocates)<sup>50</sup>**: SBA には、SBA の地域事務所 10 カ所それぞれにおいて業務を行う 10 名の地域担当者がいる。地域担当者は、連邦政府全体並びに中小企業に影響を与える可能性のある全ての新しい法律、規制及び方針を監視する。担当者は、新しい規則がある場合、規制の通知を行い、新しい法律制定に対する見解を公表する。

## D SBA の中小企業リソースガイド

SBA は、コンサルティング、資本へのアクセス、政府契約の支援、災害復旧並びに租税及び事業登録に関する情報を提供する全てのプログラムを記載した、全国版の中小企業リソースガイド (Resource Guide for Small Business) を発行している<sup>51</sup>。SBA のプログラムの多くは、州の官民パートナーと共同で実施されるものである。それらパートナーを記載するウェブサイトは、全国版の中小企業リソースガイドにリンクが提供されている。

全国版のリソースガイドに加えて、SBA は、特定州版の中小企業リソースガイドも発行している<sup>52</sup>。複数地域のリソースガイドを有する州 (カリフォルニア州、フロリダ州、ミズーリ州及びテキサス州) もある。また、ワシントン DC の都市圏版のガイドもある。

<sup>48</sup> 連邦中小企業庁、[U.S. Export Assistance Centers](#)。

<sup>49</sup> 連邦中小企業庁、[Disaster Center Offices](#)。

<sup>50</sup> 連邦中小企業庁、[Contact Your Regional Advocate](#)。

<sup>51</sup> 連邦中小企業庁、[Resource Guide for Small Business, National Edition](#)、2015 年秋。

<sup>52</sup> SBA の州版及び地域版の 2015 年中小企業リソースガイドのダウンロード先リンク: アラバマ州(PDF)、アラスカ州 (PDF)、アリゾナ州 (PDF)、アーカンソー州(PDF)、カリフォルニア州 - フレズノ及びセントラル・カリフォルニア(PDF)、カリフォルニア州 - ロサンゼルス (PDF)、カリフォルニア州 - サクラメント(PDF)、カリフォルニア州 - サンディエゴ (PDF)、カリフォルニア州 - サンタアナ (PDF)、カリフォルニア州 - ノーザン・カリフォルニア (PDF)、コロラド州 (PDF)、コネチカット州 (PDF)、デラウェア州 (PDF)、コロンビア特別区 (PDF)、フロリダ州- ノース・フロリダ (PDF)、フロリダ州 - サウス・フロリダ (PDF)、ジョージア州 (PDF)、ハワイ州 (PDF)、アイダホ州 (PDF)、イリノイ州 (PDF)、インディアナ州 (PDF)、アイオワ州 (PDF)、カンザス州 (PDF)、ケンタッキー州 (PDF)、ルイジアナ州 (PDF)、メイン州 (PDF)、メリーランド州 (PDF)、マサチューセッツ州 (PDF)、ミシガン州 (PDF)、ミネソタ州 (PDF)、ミシシッピ州 (PDF)、ミズーリ州 - カンザスシティ/スプリングフィールド (PDF)、ミズーリ州 - セントルイス (PDF)、モンタナ州 (PDF)、ネブラスカ州 (PDF)、ネバダ州 (PDF)、ニューハンプシャー州 (PDF)、ニュージャージー州 (PDF)、ニューメキシコ州 (PDF)、ニューヨーク州 - ニューヨーク市 (PDF)、ニューヨーク州、シラキュース(PDF)、ネバダ州 (PDF)、ノースカロライナ州 (PDF)、ノースダコタ州 (PDF)、オハイオ州 (PDF)、オクラホマ州 (PDF)、オレゴン州 (PDF)、ペンシルベニア州 - フィラデルフィア (PDF)、ペンシルベニア州 - ピッツバーグ (PDF)、ロードアイランド州 (PDF)、サウスカ

州版のリソースガイドは、全国版のガイドの一般的な情報とほぼ同じであるが、州レベルのリソースに特化した情報も多くある。具体的にそれらの州版のガイドには以下が含まれる。

- 地方及び州の事務所の SBA 職員のディレクトリ。
- 州及び地区の事務所長のメッセージ。
- 地方事業の成功談（SBA のリソースを使用した中小企業の簡単な説明がある）。
- 以下を含む具体的な SBA パートナーの一覧: SCORE メンバー、中小企業開発センター（SBDC）、女性ビジネスセンター（WBC）、輸出支援センター、コミュニティ開発金融機関（CDFI）、504 公認開発公社（CDC）、マイクロ融資貸付機関、保証証券保証者及び中小企業投資会社（SBIC）。
- SBA の融資プログラムに参加する地方銀行及び貸付機関の一覧。
- それら貸付機関からの有料広告。

SBA の州版リソースガイドには、SBA に関連しない中小企業支援のための地方または州レベルのリソースの一覧もある。SBA は、それらリソースの見解または説明を一切しません。これは、単にリソース及びその連絡先をリストアップしたものである。それら一覧のリソースには以下が含まれる。

- 州の規制当局。
- 一元的計画及びゾーニングを担当する地方政府機関。
- 中小企業インキュベーター（官民両方）。
- 地方の商工会議所。

### 第 III 部. 連邦政府の新規事業に係る政策

設立された中小企業に関する連邦政府の主な政策は、中小企業による資本へのアクセスを改善すること、中小企業に対して技術支援のカウンセリングを行うこと及び中小企業が政府契約を獲得する援助をすることである。新規事業にも同様の一般的な政策が適用されるが、新規事業は、経験あるベンダーであることを示すことができないことから政府契約の競争を行わない傾向にある。

政府には、新規事業を対象とした政策目標もある。そのような目標の一つは、新規事業に対する資金源を分散化して、新規事業に対して、従来型の融資市場外及び SBA の融資プログラム外での融資オプションを提供することである。これらの分散化された資金提供オプションには、ベンチャーキャピタル投資、アクセラレーター及びインキュベーターが含まれる。

---

ロライナ州 ([PDF](#))、サウスダコタ州 ([PDF](#))、テネシー州 ([PDF](#))、テキサス州 – ダラス/フォートワース ([PDF](#))、テキサス州 – エルパソ ([PDF](#))、テキサス州 – ヒューストン ([PDF](#))、テキサス州 – ラボック及びウェスト・テキサス ([PDF](#))、テキサス州 – ローアー・リオ・グランデバレー ([PDF](#))、テキサス州 ([PDF](#))、ウェストバージニア州 ([PDF](#))、ウィスコンシン州 ([PDF](#))、ワオミング州 ([PDF](#))。

新規事業を対象とするその他の政策には、新規市場へ参入する上での行政的障壁を減らすこと、研究所から新規事業に対する技術移転を増加やすこと、並びに医療、クリーンエネルギー及びデジタル教育の三つの特定業界における新規市場機会を創出することを含む。

## A. 新規事業による資本へのアクセスの改善

全ての中小企業に対して、新規資本へのアクセスを見つけるための支援を行うことは、連邦政府の重要な政策目標の一つである。SBA の融資保証プログラムは、政府が既存中小企業に関して政府目標を達成するための主な方法である。新興企業は、それらの融資プログラムに申請することができる。

新興企業の支援に特化したプログラム及び政策は他にもある。政府には、新興企業に対して直接資金提供を行う集中型プログラムもある。これには、融資への、間接的で分散化されたアクセスを支援するという政策的な関心もある。分散型アクセスは、従来型の貸付機関からでないことがほとんどで、全国各地に所在するベンチャーキャピタル、アクセラレーター及びインキュベーターから提供されることもあり得るため、集中型の新規事業の融資制度で十分にサービスが行き届いていない分野に対する地域的な投資を支援することができる。

### 1. 新規事業を対象とした SBA の資本アクセスプログラム

連邦政府には、新規事業へ融資を直接提供する三つの主要プログラムがある。それは、中小企業投資会社 (SBIC) プログラム、中小企業技術革新研究 (SBIR) プログラム及びマイクロ起業家への投資プログラム (PRIME) である。

#### a. 中小企業投資会社 (SBIC) プログラム

SBIC プログラムは、中小企業に投資を行う民間資本団体に対してインセンティブを与えるものである。SBIC は、SBA により許可が与えられ、規制される民間の営利目的の投資家パートナーシップである<sup>53</sup>。SBIC のパートナーは、自己資本と SBA が融資及び保証を行う追加資本を共同出資する。SBIC は、中小企業に対する直接的な融資または中小企業の株式もしくは債券の購入を行うことができる。SBIC は、金融サービスまたは不動産を除くほとんどの業界における新規事業に投資することができる。

SBIC は、そのパートナーにいくつかの利点を与えている。第一に、パートナーは、新規事業へ直接投資を行い、その議決権を取得する権利がある。第二に、パートナーは、証券取引委員会または金融当局による面倒な規制の対象にはならない（但し、依然として SBA による監視を受ける）。第三に、パートナーは、特定の税額控除を請求することができる。

---

<sup>53</sup> 連邦中小企業庁、[SBIC Program Overview](#)。

政府は現在、初期段階イノベーション基金（Early Stage Innovation Fund）として知られるプログラムにおいて、初期段階の中小企業をターゲットとする民間の SBIC パートナーのために、同額の投資資金として、10 億ドルを提供している<sup>54</sup>。この初期段階イノベーション基金は、新興企業 10 万社を援助することを目指している。民間の SBIC パートナーは、初期段階イノベーション基金に対して、10 億ドルの価額を出している。民間出資は、無料のカウンセリング若しくは法務サービス、またはソフトウェア等の無料リソースの形態をとる。

## b. 中小企業技術革新研究（SBIR）プログラム

中小企業技術革新研究（SBIR）プログラムは、研究開発に対して連邦資金を提供することにより新規技術企業を支援するものである。このプログラムは、連邦から資金提供された R&D から生まれる製品の商品化を増やすことを目的としている。SBIR プログラムに基づき、R&D 予算額で上位の 11 連邦機関は、新規技術企業に対する補助金として R&D 資金の一部を確保している<sup>55</sup>。SBIR 補助金の確保目標は、各参加機関、外部の R&D 予算の約 3 パーセントである。

SBIR の補助金は段階的に実施される。最大額の補助金は、R&D に利点があり、上手く商業化できる旨を証明した新興企業に対して実施される。最終段階の補助は、多くの成功を収めている新興企業が民間部門または政府機関からより多くの資金を獲得するための支援を行うことを意図している。

SBA の技術評価局（OIT）は、SBIR プログラムの調整及び管理を行っているが、各参加機関が補助金を申請する新規事業に関する独自の規則及び基準を設定している。申請手続きはそれぞれ異なることから、複数機関への申請を行う新興企業にとっては複雑であり、政府は、申請制度の統一化を目指すことが望まれる（以下、下位セクション C を参照）。

## c. SBA のマイクロ起業家への投資プログラム（PRIME）

SBA のマイクロ起業家への投資プログラム（PRIME）は、非営利団体にその地方コミュニティにおける起業家に対する研修コース提供のための補助金を与えている<sup>56</sup>。マイクロ起業家とは、在宅育児、建設、ガーデニング、特産食品製造、宝石製作及び芸術品を含む、特定種の中小企業を開業する低所得の個人を指す。PRIME 補助金を受ける非営利団体は通常、コミュニティセンター、地方政府センターまたは大学内に所在している。

---

<sup>54</sup> ホワイトハウス、[We Can't Wait: Obama Administration Announces \\$2 Billion in Resources to Support Job-Creating Startups](#)、2011 年 12 月 8 日。

<sup>55</sup> SBIR プログラムへ参加している 11 機関: 農務省、商務省、国防総省、教育省、エネルギー省、保健社会福祉省、運輸省、環境保護庁、航空宇宙局及び全国科学財団。

<sup>56</sup> 連邦中小企業庁、[Steps to Becoming PRIME](#)。

## 2. 新規資本へのアクセスの分散化

連邦政府は、新規事業が SBA または従来型の貸付機関ではない民間資本へのアクセスを見つけることができるよう、地域での投資を増やし、新規事業への資金提供を分散化することに関心を持っている。資本へのアクセスが分散化されれば、新規事業は、自分の地域の地方財源から資金を開拓する可能性が高くなる。新規事業の資本に地域でアクセスできることにより、SBA の 7(a)プログラム 等のプログラムの集中または商業貸付機関が一部のコミュニティに対して十分なサービスを提供していない傾向を克服することができる。資本源の分散化の例として、ベンチャーキャピタル投資、アクセラレーター及びインキュベーターがある。

SBA は新興企業のためのリソースとしてベンチャーキャピタル (VC) に関心がある。SBA には、VC 及びその確保プロセスに関して新興企業にアドバイスを行うウェブサイトがある<sup>57</sup>。SBA の施策広報局も米国の VC 投資を追跡している<sup>58</sup>。VC の金額は増えているが、1990 年代になされた代表的な VC 取引と比較すると、後期段階の新規事業に対するものに移行しつつある (以下、第 IV 部 D-3 を参照)。

連邦政府では、特に、十分にサービスが行き届いていない地域においては、アクセラレーターが新規事業発展のスピードアップを図る強力な政策的手段であると考えている<sup>59</sup>。アクセラレーターとは、株式のポジションと引き換えに、新興企業への投資を行う事業のことで、新興企業が市場参入準備の段階を進めていく間、期間限定で新興企業に対してカウンセリング及び指導を行っている。

政府は、社会または経済の状況により起業家にとって不利な、サービスがあまり行き届いていないコミュニティに所在するアクセラレーターが増えることを望んでいる。また、アクセラレーターは、サービスが行き届いていない市場に集中している特定業界に対する迅速な資本アクセスを提供することも可能である。

アクセラレーターは、遠隔地に所在する新興企業よりも自らの地域に所在する新興企業に対してより多くの資金を投資する傾向にある。したがって、連邦政府は、既に特定の地域にいるアクセラレーターを支援することにより、その地域の発展を目指すことが可能である。

### B. 新規事業のためのカウンセリング、指導及び教育の提供

連邦政府は、新興企業に対してカウンセリング、指導及び教育を提供するプログラムをいくつか創設した。それらのプログラムには以下がある。

- **起業家指導団体 (Entrepreneurial Mentor Corps) (EMC)**<sup>60</sup>。EMC は、新規起業家と、成功を収めている初期段階の起業家とをつなげることを目的としたプログラ

<sup>57</sup> 連邦中小企業庁、[Venture Capital](#)。

<sup>58</sup> J Porat、連邦中小企業庁、[Putting Recent Venture Capital Gains in Perspective](#)、2015 年 6 月。

<sup>59</sup> Jonathan Porat、連邦中小企業庁施策広報局、[Exploring the Policy Relevance of Startup Accelerators](#)、2014 年 11 月 17 日。

<sup>60</sup> 連邦中小企業庁、[Entrepreneurial Mentor Corps](#)。

ムである。成功を収めている起業家は、収益増加、従業員拡大及び融資確保に関するアドバイスを行う。起業家は、新規も既存も、既存アクセラレーターに紹介される。

- **SBA の起業家教育局 (OEE)** <sup>61</sup>。OEE は、新規起業家に対して教育、クラス及びオンラインツールを提供している。
- **SBA のオンライン学習センター**<sup>62</sup>。学習センターとは、起業家が基本的な開業方法を学ぶための無料オンラインコース教育を提供するウェブサイトである。同ウェブサイトでは、フランチャイズ、マーケティング、輸出、連邦政府との契約、租税及び会計といった題材に関するコースを提供している。
- **エンジニアリング事業におけるイノベーション・起業家精神を教育するための全国センター (Nationwide Center for Teaching Innovation and Entrepreneurship in Engineering)** <sup>63</sup>。全国科学財団 (NSF) は、エンジニアリングにおける起業家精神を教育するための全国センターに資金供給のための補助金 1,000 万ドルを付与した。同センターは、カリフォルニア州のスタンフォード大学に本部があり、国内各地で学部過程のエンジニアリングプログラムとして採用されるような、起業家精神に関する教育リソースを開発することを主な目的としている。

### C. 新興企業の行政的障壁の緩和

2016 年 1 月に行われた最近の一般教書演説で、オバマ大統領は、新規事業のプロセスを迅速化することが同政権の重要目標の一つであることを述べている<sup>64</sup>。新興事業の迅速化は、新興事業を設立するために起業家が直面する行政的障壁を緩和することにより達成することができる。

#### 1. オバマ政権が既に取った措置

オバマ政権は、既に、新規事業に対する規制上の負担を緩和するための措置をいくつか取っている。例えば、同政権は以下を行った。

- **オンラインツール Data.gov の開設**。このツールは、起業家精神の開発に関する政府データへのアクセスを提供するもので、起業家による政府リソースの理解に役立つものである。
- **SBIC プログラムの手続き期間の迅速化**。
- **起業家及び投資家のための税控除の提供**。税控除措置には、特定中小企業に対する投資に対するキャピタルゲイン税を一時的に撤廃することも含まれた。

---

<sup>61</sup> 連邦中小企業庁、[Office of Entrepreneurial Education](#)。

<sup>62</sup> 連邦中小企業庁、[SBA Learning Center](#)。

<sup>63</sup> 全国科学財団、[Engineering Innovation Center Brings Together Tools to Launch Future Entrepreneurs](#)、2011 年 7 月 25 日。

<sup>64</sup> Maria Contreras-Sweet、連邦中小企業庁長官、[President Obama Highlights Startup Speed in Final SOTU](#)、2016 年 1 月 14 日。

- **迅速な特許審査手続きの導入。** 米国特許局では現在、以前より短い審査期間の迅速なプログラムで特許出願を行うことを認めている<sup>65</sup>。一部の出願のみ対象となり、追加手続き及び追加手数料が必要となる場合もある。したがって、このプログラムは主に、特許実施に多額の予算のある大規模企業に利点がある。
- **移民起業家のための査証プログラムの改善。** 改善には、H-1B ビザの適格要件の明確化、EB-2 永住ビザの適格要件の明確化及び EB-5 投資家ビザプログラムの強化がある。米国市民権・移民サービス局も、新たな起業家への道（Entrepreneur Pathways）というプログラムを開始した。これは、移民起業家が米国における開業について学ぶためのオンラインリソースである<sup>66</sup>。

## 2. スタートアップ・アメリカ

2011 年、オバマ大統領は、起業家が新規事業を始める際に直面することの多い障壁を緩和するためのスタートアップ・アメリカというイニシアティブを設置した。スタートアップ・アメリカに基づく SBA の一つ目の任務は、起業家及び投資家への面談を行い、それらの者が最も難題であると考えられる障壁を見つけることだった。この面談は、全米 8 都市及びオンライン上で実施された。その後 SBA は、「より洗練された規制、プロセス簡素化及び効率的な政府のための大胆なアイデア（smarter regulations, process simplification, and bold new ideas for lean government）」<sup>67</sup>により、政府が障壁を緩和する方法に関する提案報告書を公表した。

これらの面談に参加した者は、SBA に対して、政府は対応が遅く、手続きが複雑で、柔軟性に欠けることから、手続きを進めるのが難しいという意見を述べている。起業家は、政府手続きにかかる負担が不便であると考えている。それら起業家は、以下のような障壁に直面していることを指摘している。

- **連邦、州及び地方の規制及び政策に関する情報が単一の便利なプラットフォームで利用することができないこと。** 本書の第 II 部では、SBA が州及び地方の政策に関する情報の収集及び配布のために既に行っている試みについて記載しているが、SBA が面談した起業家は、それらの資料が十分ではないと考えており、SBA に対して、全行政単位の規制及び方針を掲載した単一のウェブサイトを作るよう求めている。
- **政府プログラムの事務作業が複雑で、似たようなプログラムでも機関によってそれぞれ書式が異なること。** 例えば、11 機関が SBIR プログラム（第 III 部 A-1-b）に参加しているが、それぞれに独自の申請書があり、申請者に対して似たような情報を求めているにもかかわらず、それらの書式が大きく異なっている。起業家は、一つの共通書式に記入をすると、記入した情報が様々な特定の書式に自動的に割り振られるように政府書式を全機関で統一するよう望んでいる。
- **政府の補助金付与に関する決定が遅いこと。** SBIR のような政府補助金プログラムの申請者は、政府職員による補助金を獲得する申請者の決定を速めて欲しいと考えている。

<sup>65</sup> 米国特許商標局、[USPTO Updates Effective Date of "Track One" Fast-Track Patent Processing](#), 2011 年 9 月 23 日。

<sup>66</sup> 米国市民権・移民サービス局、[Entrepreneur Pathways](#)。

<sup>67</sup> Karen G. Mills、連邦中小企業庁長官、[Letter to President Obama](#), 2011 年。

- 輸出を開始するために必要な事務作業が複雑であること。新製品または新サービスの輸出を望む起業家は、政府の輸出管理手続きを簡素化するよう望んでいる。
- 起業家の税法が複雑過ぎること。起業家は、税法の簡素化を望んでおり、連邦政府が州全体の売上税に関する問題につき指導するよう望んでいる。

SBA は、それらの障壁を緩和することを連邦政府の政策目標の一つとすべきであると述べている。また、SBA は、政府が「効率的 (lean) 」で「顧客重視 (customer centric) 」のものとなることも提案している。また、SBA は、州及び地方の政府とともに、中小企業の対応を行う全連邦政府に適用するよう望んでいる。地方レベルで試験的に行われている特定の措置として、スタートアップ・イン・ア・デイと呼ばれるプログラムがある。

### 3. スタートアップ・イン・ア・デイ

2015 年に、オバマ大統領は、都市政府に新規事業の許認可要件を簡素化させるキャンペーンを開始した。このキャンペーンは、「スタートアップ・イン・ア・デイ」と呼ばれるもので、各都市に、起業家が 1 日で開業に係るすべての業務を完了できるようなオンラインシステムを採用させることを目標としている。それらの業務には、法的な事業構造の設置、ゾーニング法の理解、許認可要件の理解及びそれら許認可の取得がある。

オバマ政権は、各都市が、許認可要件のデジタル化、一元管理及び簡略化をするためのシンプルなオンラインシステムを作成するよう提案している。同政権は、都市がそれらのオンラインシステム開発費用を補うための賞金を賭けたコンペティションを発表した<sup>68</sup>。SBA は、これまで 25 都市に対して賞金を与えている<sup>69</sup>。

ジョージア州アトランタ市では、新規事業が、許可及びゾーニングを担当する同市の異なる 11 機関との業務を容易にする新たなオンラインツールの試験を行っている<sup>70</sup>。他の 11 都市にも、独自のスタートアップ・イン・ア・デイのイニシアティブを開始することに同意している。

全米都市連盟は、何千もの他の都市が類似の取り組みを行うことができるよう、独自のスタートアップ・イン・ア・デイプログラムを提供している。また、全米都市連盟では、その加盟都市各々が、新規事業支援のための成功事例を共有するよう望んでいる。SBA は、全国にあるすべてのスタートアップ・イン・ア・デイプログラムに関する情報を収集及び配布するための新たなオンラインツールを作成する計画である。

#### D. 特定業界における起業家精神の強化

<sup>68</sup> ホワイトハウス、FACT SHEET: The White House and Small Business Administration Launch Startup in a Day Initiative and Prize Competition、2015 年 6 月 11 日。

<sup>69</sup> 連邦中小企業庁、Startup in a Day。

<sup>70</sup> Maria Contreras-Sweet、連邦中小企業庁長官、President Obama Highlights Startup Speed in Final SOTU、2016 年 1 月 14 日。

連邦政府は、国家経済の今後の成長に重要な主要業界分野の新興企業数増加のための取り組みを行っている。それら業界分野の一つに、代替的な「クリーン」エネルギーがある。SBA、エネルギー省及びエネルギー高等研究計画局（ARPA-E）は、クリーンエネルギー分野の起業家 100 名を支援するために、4 件のアクセラレーターに対して共同で資金提供している。同アクセラレーターは、起業家 100 名を選定し、その後、それぞれを、関連技術の経験がありその分野に携わる少なくとも 2 名の経験豊富な指導者とをつなぐ。

オバマ政権は、医療及びデジタル教育の業種分野における起業家精神を強化することも望んでいる。それらの分野での業務を促進するための仕組みの一つとして、研究者に対して膨大なデータセットへの自由なアクセスを与えることがある。起業家は、そのデータを使い、新たな事業のアイデアを生み出すことができる。データセットは、復員軍人援護局、メディケア・メディケイドサービスセンター（CMS）及び米国教育省が最近利用可能にした。

## 第 IV 部. 米国における新規事業の傾向

新規事業及び既存中小企業のデータ及び傾向を追跡している大手 3 機関は、カウフマン財団、全国独立企業連盟及び中小企業庁である。

カウフマン財団は、新規事業の国及び州のレベルでの傾向を追跡しており、毎年米国で開業を行う人の数を示す新規事業の指数を計算している。この新規事業の指数は、1990 年代と比較して下落している。

全国独立企業連盟（NFIB）は、中小企業所有者の月次調査に基づいた中小企業の楽観指数を計っている。また、NFIB は、中小企業的主要な経済指標もいくつか追跡している。中小企業に関して、楽観指数及びほとんどの指数は、2007 年から 2009 年の不況が終了して以来大幅に改善している。

SBA には、中小企業の実態及び人口統計に関する定期的な報告書を作成する施策広報局がある。それらの報告書には、州及び領域の分析結果及び中小企業市場アップデート（Small Business Market Update）があり、それらの報告書から、新規中小企業の設立率が 2007 年から 2009 年の不況以来伸びていることが分かる。

これら 3 機関の直近の結果について以下で詳細に説明する。

### A. 国の新規事業の傾向に関するカウフマン財団のデータ

カウフマン財団は、米国統計局の企業ダイナミック統計（Business Dynamics Statistics）及び経済分析局のデータを利用して、1977 年から新興企業及び起業家に関するデータを追跡

している。カウフマンは、米国における新規事業の設立の傾向を示す起業活動指数（Index on Startup Activity）を作成した<sup>71</sup>。

起業活動指数は、新規起業家率（Rate of New Entrepreneurs）、新規起業家機会割合（Opportunity Share of New Entrepreneurs）及び新規事業密度（Startup Density）の三つの変数に依拠している。それらの変数それぞれにより、全業種における新たな中小企業を計数する。新規起業家率は、従業員数ゼロの事業も含めた、あらゆる規模の事業を開始する労働年齢の成人の割合である。新規起業家機会割合は、事業を開始する金銭的な必要性があるからではなく開業の「機会（opportunity）」を見出したことを理由に事業を始める意欲のある新起業家の割合である。

新規事業密度は、10万人当たりの新たな新興企業の数である。カウフマン財団は、新興企業を、設立1年未満で、所有者を除いた従業員数を1名以上とする企業と定義している。

カウフマンによる雇用関係のある新規事業と起業家の事業との定義にはある程度の重複もあるが、起業家の事業の多くは、他の従業員のいない創設者のみの個人事業主であり、新規事業としては計数されない。従業員のいる新規事業は、個人事業主より進歩している。したがって、カウフマンの新規起業家率は、その新規事業密度とは同じ測定値ではない。

図1は、1997年から2015年までのカウフマンの起業活動指数を示すものである。同指数は、2014年から2015年までの間上昇しているが、2007年から2009年の不況前の水準よりは低い状態である。

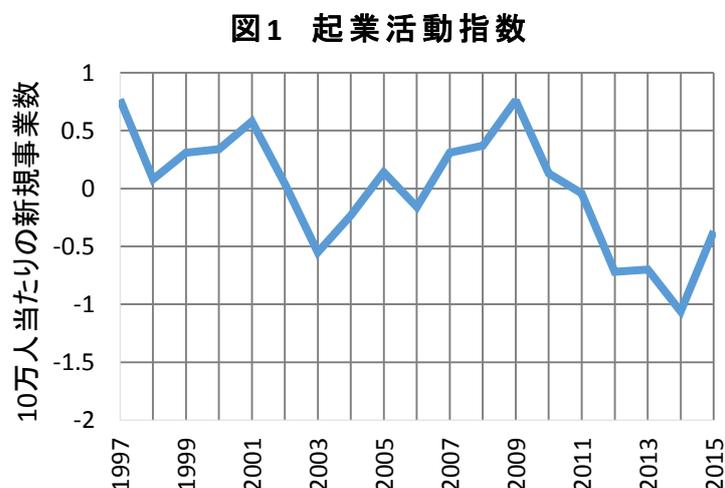
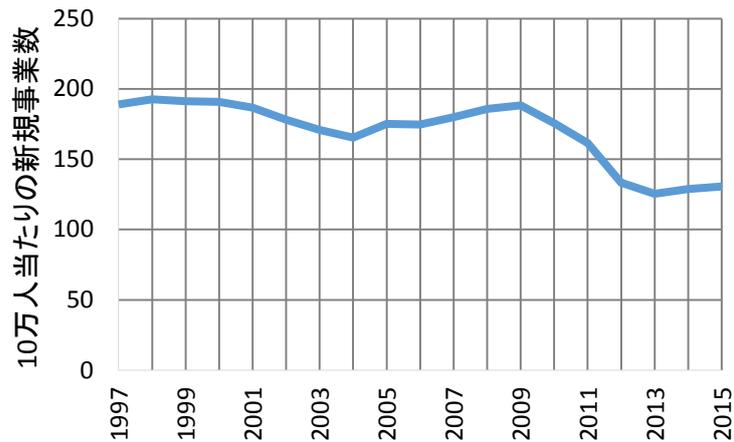


図2は、1997年から2012年までの新規事業密度を示すものである。2015年には、米国において10万人当たり130.6件の新たな新規事業があった。新規事業密度は2年連続で上昇しているが、2007年から2009年の不況前よりも遥かに下回る状態である。2013年の新規事業密度は、1977年にカウフマン財団が測定を開始して以来最低の水準である。2015年の水準は、2013年の水準よりもわずかに高いだけである。したがって、米国の新規事業密度は現在、過去最低に近い状態である。

<sup>71</sup> カウフマン財団、The Kauffman Index Startup Activity National Trends、2015年。

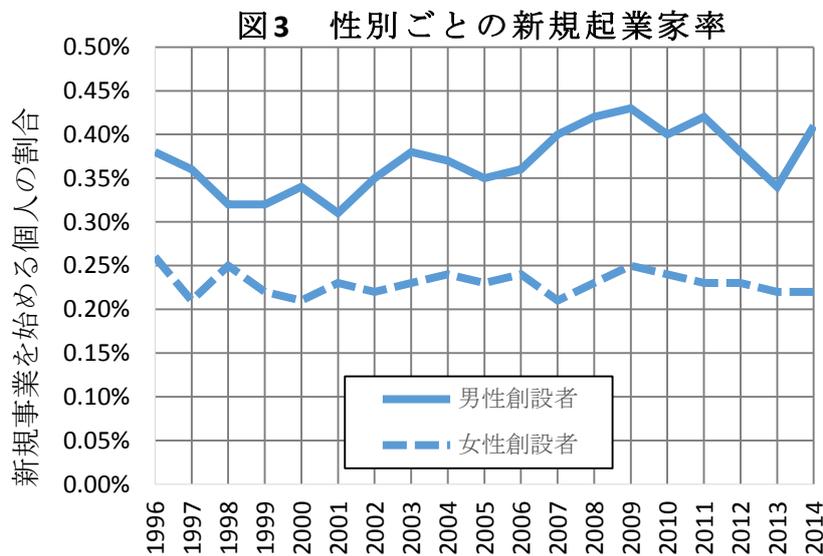
図2 新規事業密度



カウフマン財団の 2015 年の報告書では、1977 年に遡った新規事業密度の数値を示す表が掲載されている（同報告書第 22 頁図 1C）<sup>72</sup>。新規事業密度は、1977 年から 2015 年の間に徐々に下落している。2015 年の新規事業密度は、1977 年の約半分しかない。

カウフマン財団は、創設者の性別及び人種並びに創設者が米国で出生したか移民であるかに基づいた起業家の水準も追跡している。

図 3 は、カウフマン財団による性別ごとの新規起業家率である。2014 年には、男性の開業率が女性の率の約 2 倍となり、男性創設者の新規起業家率が 0.41%、女性創設者の率が 0.22%だった。この男女の差は 1990 年代以来広がっている。

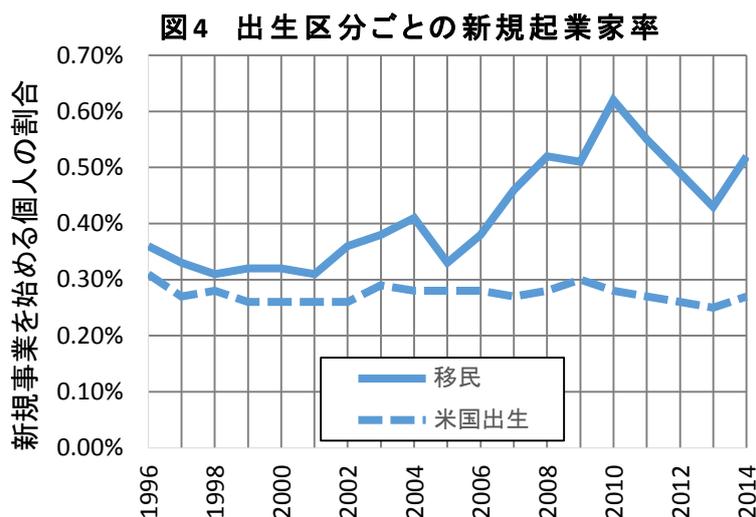


黒人居住者の起業率は 1996 年以来変わっていない。2014 年、白人居住者の新規事業開業率は 0.29%だった。黒人居住者の起業率も変わっていないが、白人の比率よりは低い状態だった。2014 年、黒人居住者の開業率はたった 0.22%だった。2014 年のアジア人居住者の

<sup>72</sup> カウフマン財団、The Kauffman Index Startup Activity National Trends、2015 年、第 22 頁。

開業率は 0.33% だったが、これは 2000 年の 0.22% という最低比率からは上昇している。ラテン系居住者の起業率も 2000 年以来上昇しており、現在ではカウフマン財団が追跡する人種の中で最も高い起業率で、2014 年には 0.46% だった。

ラテン系起業家の多くは移民である。移民の分類における起業家率は、米国出生者よりも高くなっている。この差は近年大きくなっている。2014 年に移民の新規起業家率 (0.52%) は、米国出生者の率 (0.27%) の 2 倍近くにもなった。図 4 は、カウフマン財団による出生区分毎の起業家率である。



## B. 州レベルの新規事業の傾向に関するカウフマン財団のデータ

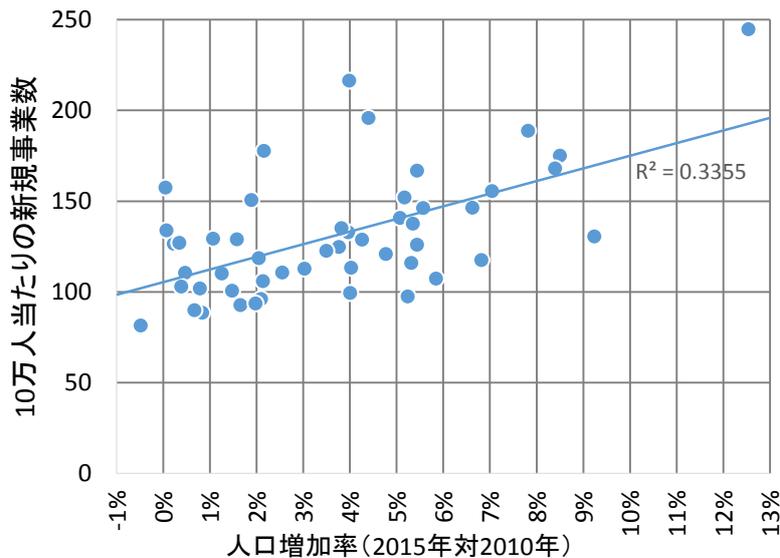
カウフマン財団は、州レベルでも新興企業及び起業家の測定を行っている。各州の起業活動には大きな幅がある<sup>73</sup>。2015 年の新規事業密度は、ウェストバージニア州が最も低く (10 万人当たりの新興企業数 81.4)、ノースダコタ州が最も高かった (10 万人当たりの新興企業数 244.7)。これら 2 州には 3 倍の差がある。

2015 年に新規事業密度が最も高かった 5 州は、ノースダコタ州、ワイオミング州、モンタナ州、フロリダ州及びニューヨーク州で、新規事業密度が最も低かった 5 州は、ウェストバージニア州、ミシシッピ州、オハイオ州、アラバマ州及びケンタッキー州だった。概して、起業活動または起業の率が高かった州は、ロッキー山脈及びノーザン・プレーンズ地域である。起業活動または起業の率が低かった州は、五大湖、ミシシッピ川流域及び太平洋岸北西地域である。

図 5 は、50 州それぞれについての 2015 年の新規事業密度と、2010 年から 2015 年までのそれら各州の人口増加率を示すものである。各州における新規事業密度は、人口増加率とやや関連性がある。例えば、最近人口増加率が最も高かったのはノースダコタ州であるが、同州は、2015 年の新規事業密度も最高だった。

<sup>73</sup> カウフマン財団、The Kauffman Index Startup Activity State Trends、2015 年。

図5 新規事業密度対人口増加率



### C. 中小企業の経済的傾向に関する全国独立企業連盟のデータ

全国独立企業連盟（NFIB）は、全米の中小企業を毎月調査し、その調査結果を四半期ごとに公表している。この調査には、中小企業所有者の感情を計る質問があり、また、所有者に対して、事業拡大及び雇用の計画について、最近の所得、売上、価格及び信用へのアクセスに関しても質問している。直近の NFIB Small Business Economic Trends の報告書は 2015 年 11 月に発表されている<sup>74</sup>。

NFIB の調査は通常、月に 600 名から 2,100 名の回答者を確保している。この回答者は、いくつかの業種の事業の所有者である。ほとんどの回答者は、小売、建設及びサービスといった業種に携わっている。直近の NFIB 調査の回答者の半数以上が、従業員数 10 名以下、約 8 パーセントが従業員数 40 名以上を抱える中規模企業である。

#### 1. NFIB の楽観指数

NFIB は、小規模事業楽観指数という指数に調査結果をまとめている。NFIB は、連続 42 年間この指数を維持している。小規模事業楽観指数は、中小企業所有者が近い将来に事業を拡大する意図を計るものである。

この楽観指数は、2015 年下半期に下落したが、2009 年初頭に記録された最低値よりは強気の値である。ところが、2004 年のピークよりは低く、また、42 年間の平均値よりも低い状態である。NFIB は、中小企業部門の経済成長率を予測するためにこの楽観指数を使用しており、2015 年の第 4 四半期の中小企業成長率は 2~2.5 パーセントだった。

<sup>74</sup> W.C. Dunkelberg and H. Wade, National Federation of Independent Business (NFIB), 中小企業 Economic Trends, November 2015. This report is copyrighted by the NFIB Research Foundation.

## 2. NFIB の小規模事業見通し (Small Business Outlook) の調査

小規模事業見通しは、中小企業の所有者が、今がその事業を「拡大する好機 (good time to expand)」であると考えているか否かを調べるものである。そのように考える所有者の割合は、2009 年初頭以降上昇しているが、現在の割合は過去の数値と比較すると依然として低い状態である。2015 年 11 月時点が事業拡大の好機と考えた中小企業の所有者はたったの 12 パーセントだった。同時点が拡大に適していないと考えた所有者のほとんどは、全般的な景気が悪いという考えだった。

## 3. NFIB の所得 (Earnings) 調査

NFIB の所得調査では、中小企業に対して所得の前月比増減を報告するよう依頼している。この調査の結果はその後その年の各月間で比較できるよう季節ごとに調整される。NFIB が報告している実際の測定値は、過去 3 ヶ月の間に、所得が増えたと報告する事業の割合から、所得が減ったと報告する事業の割合を差し引いた値である。

所得調査によると、所得は 2009 年に終わった不況以来大幅に上昇していることが分かる。中小企業の現在の所得の状況は、30 年間平均に近い数値であるが、NFIB の所得の数値は依然としてマイナスであり、過去 3 ヶ月間に、所得が上がったと報告する中小企業よりも、所得が下がったと報告する中小企業の方が多くなることになる。

## 4. NFIB の雇用 (Employment) 調査

NFIB の中小企業雇用の調査によると、2007 年から 2009 年の不況終了以来、中小企業による新規採用計画が着実に増えていることが分かるが、新規採用計画は依然として、2002 年から 2003 年の不況前の水準には達していない。従業員の報酬の動向も同じである。中小企業所有者の約 27 パーセントが、2015 年 11 月に求人があったことを報告している。

## 5. NFIB の与信条件 (Credit Conditions) の調査

NFIB の与信条件の調査によると、中小企業による新規信用へのアクセスが比較的良いことが分かる。この調査では、中小企業に対して、3 ヶ月前と比較した現在の新規信用の利用可能性を判断するよう質問するため、信用へのアクセスにおける短期間の変化を反映している。2015 年 11 月、中小企業は、3 ヶ月前と比較して、信用へのアクセスはわずかに低いものの、NFIB の当該アクセスの測定値は依然として過去最大に近いものだった。

直近の NFIB 調査において中小企業の所有者の 27 パーセントが、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、借入があると報告している。所有者の 32 パーセントが、その借入ニーズが過去 3 ヶ月の間に満たされたと報告している。借入ニーズが満たされなかったと報告したのはたったの 3

パーセントだった。NFIB の調査では、2010 年以來中小企業へ提示された新規融資に対する利率は変わっていないことも分かる。

## 6. 中小企業が直面する問題

NFIB は、中小企業所有者に対して、事業が直面している最も重要な課題を一つ挙げるよう依頼している。課題の選択肢には、租税、インフレ、売上難、融資及び金利、労働費用、政府規制及び役所的形式主義的な手続き、大規模企業による競合、労働の質並びに保険料または保険利用可能性がある。2007 年から 2009 年の不況の間、「売上」がこの問いに対して最も多かった回答であるが、その回答は 2009 年以來減っており、2009 年以降は「租税」及び「政府規制」が増え、最も多い回答になっている。

### D. 中小企業に関する SBA 施策広報局の報告書

2015 年、SBA の施策広報局は、中小企業の傾向を示すいくつかの報告書を発表した。例えば、2015 年 2 月、同局は、州及び地域の中小企業の分析結果（Small Business Profiles for the States and Territories）を発行し<sup>75</sup>、その報告書について「（中小企業の財政のスナップショット（a snapshot of the small business economy）」と説明した。また、2015 年 6 月、同局は、ベンチャーキャピタル投資を「全体像を捉える（in perspective）」を目的として、新規事業におけるその類の投資に関する報告書も発表した。

#### 1. 州及び領域の中小企業の分析結果

中小企業の分析結果の報告書は、SBA 施策広報局の年報で、中小企業の国勢調査のようなものである。これには、中小企業の数、中小企業が創出した雇用の数及び輸出を行う中小企業の数が含まれる。また、中小企業の個人所有者に関する人口統計情報も含まれる。同報告書のほとんどのページが、それぞれの州及び米国地域の分析結果である。

中小企業の分析結果は、2015 年における米国の中小企業数を 2,844 万 3,856 件と予測しており、これは米国の民間雇用主全体の約 99.7 パーセントに相当する。中小企業の約 80 パーセントにおいては所有者以外に従業員がいない。2015 年には、合計 5,606 万 2,893 名の労働者が中小企業に雇用されており、これは米国における民間労働力の 48 パーセントに相当する。

2013 年、従業員数 1～19 名の中小企業が米国の民間労働力の 18 パーセント、従業員数 20～99 名の企業が民間労働力の 17 パーセント、従業員数 100～499 名の中規模企業が民間労働力の 14 パーセントを占めている。

---

<sup>75</sup> 連邦中小企業庁施策広報局、Small Business Profiles for the States and Territories、2015 年 2 月。

中小企業の分析結果の報告書によると、中小企業が雇用する労働者数が最も多い業種は医療及び社会援助で、2番目に多い業種は宿泊施設及び飲食業である。

## 2. 中小企業市場アップデート

SBA の中小企業市場アップデートは、中小企業の雇用、開業率及び廃業率、輸出並びにベンチャーキャピタル投資に関するデータを簡単にまとめたものである。このデータ源には、SBA 自体、米国労働統計局、米国国勢調査局、給与計算会社の ADP 及びリサーチ会社の Thomson Reuters がある。

### a. 雇用

中小企業市場アップデートによると、2014 年において、従業員数 50 名未満の中中小企業は米国における全新規雇用の 39～44 パーセント、従業員数 50～499 名の中規模企業はその 34～40 パーセントに貢献していることが分かる。2014 年及び 2015 年の両方において、中小企業が雇用した労働者の合計数は、すべての大規模企業が採用した数を上回っていた。中小企業は、2009 年の不況が終了して以来、米国における大半の採用を行っている。全ての規模の企業による雇用の推移は、2010 年以来プラスで安定している。

### b. 開業率及び廃業率

SBA の市場アップデートによると、2013 年から 2014 年までの間、米国においては廃業よりも開業の方が多かった。歴史的に見ても廃業率よりも開業率の方が高かったのであるが、2007 年から 2009 年の不況の間は廃業率の方が高くなった。

SBA の報告書では 1977 年まで遡って開業率と廃業率を示している。このデータは米国国勢調査局によるものである。1977 年以来、開業率と廃業率の両方が下がっている。

### c. 輸出

SBA の市場アップデートには、既知の米国輸出額に関するデータが含まれる。これらデータは企業規模によって分類されている。同報告書では 2012 年から 2013 年までの輸出額の純増減額を示している。

全体的に、中小企業の純輸出額は 4.5 パーセント増えて 2,005 億ドルとなった。その合計額のうち約 76 パーセントが、従業員数 250～499 名の中規模事業である。

### d. ベンチャーキャピタル

同報告書では、事業年度 1995 年から 2015 年までの各第 1 四半期に対するベンチャーキャピタル投資額を示している。2015 年第 1 四半期には、2000 年以来最高のベンチャーキャピタル投資があった。投資額は 5 回連続で第 1 四半期において上昇している。

### 3. 最近のベンチャーキャピタルゲインの全体像

SBA は定期的に新規事業に対して行われるベンチャーキャピタル (VC) 投資をモニターしており、2015 年 6 月にはその結果の特別報告書を発表した<sup>76</sup>。連邦政府は、分散型資本源の一つとして VC に関心を持っている (上記第 III 部 A-2 を参照)。

SBA は、2015 年第 1 四半期において、VC 投資が 134 億ドルに達し、2000 年以来米国で最高の額となったことを報告しているが、2015 年の VC 投資取引件数はたったの 1,020 件で、したがって平均取引額は 1,300 万ドル超となった。平均取引額は 2009 年以来上昇している。SBA では、この増加は、VC 投資が後期段階のすでに価値が証明されている新規事業に対して行われる傾向があることが原因であると考えている。

VC 投資家の間で初期段階の新規事業の人気は低下している。2015 年には 2000 年以来最高の VC 投資額が記録されたものの、シード段階の VC 取引件数は最低だった。

VC 投資のもう一つの傾向としては、カリフォルニア州のシリコンバレー地域への集中である。国内の他の地域でなされる VC 投資取引数は減っている。SBA は、一つの地域に VC 投資が集中していることは、国家経済の拡大には良くないと懸念している。政府は、地域経済の成長を高めるために、新規事業を地理的に分散化した支援を望んでいる。

---

<sup>76</sup> J Porat、連邦中小企業庁、Putting Recent Venture Capital Gains in Perspective、2015 年 6 月。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。  
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150175>

2016年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所

<問い合わせ先>  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5545  
(海外調査部 米州課)

---